

A colorful illustration of a family of three. On the left, a man with brown hair, wearing a teal long-sleeved shirt and yellow pants, holds the hand of a young girl. On the right, a woman with reddish-brown hair, wearing a yellow and white striped long-sleeved shirt and a grey skirt, also holds the girl's hand. The girl has orange hair tied in a bun with a purple bow, wearing a pink long-sleeved shirt and a white skirt with yellow polka dots. They are all smiling. The background is a light blue sky with a white cloud-like shape in the center containing the title text.

山梨市子育て
ハンドブック



1. 妊娠したとき 6

～妊娠したときの手続きと支援～

- 母子健康手帳
- *山梨市立産婦人科医院
- 妊婦一般健康診査受診票等の交付
- *マタニティマークについて
- やまなし思いやりパーキング制度
- 産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減について
- 産前産後期間の国民年金保険料の免除
- 初回産科受診料支援事業(低所得妊婦)
- 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業
- 予定日超過妊婦健康診査支援事業
- 電子母子手帳アプリ「たちダイアリー」
- 妊婦訪問指導
- 両親学級
- *産前産後電話相談



2. 赤ちゃんが生まれたとき 16

～生まれたときの手続きと支援～

- 各種手続き一覧
- 出生届
- *お子さんのマイナンバーカードについて
- *子どもの名について
- 出産育児一時金
- 乳児一般健康診査受診票
- 新生児・乳児訪問事業



3. 母子保健事業 20

- 宿泊型産後ケア事業
- 乳幼児健康診査
- *すこやか発達相談
- 各種教室
- 定期予防接種の種類と受け方
- *乳幼児突然死症候群の発症予防
- *ゆさぶられっこ症候群
- *誤飲



4. 各種手当と助成制度 28

- 児童手当
- 子ども医療費助成制度
- 出産・子育て応援事業
- 乳児用品貸出し事業
- 子育て用品交換マーケット
- やまなし子育て応援カード
- 中学生以下の子どもの市営施設使用料等の無料化



5. 子育てサポート事業 38

- リラクスペースふわふわ
- つどいの広場事業
- 児童センター
- 地域子育て支援センター
- やまなし子育て支援サイト
- こども家庭センター
- *「たちメール」の配信について
- ブックスタート事業
- おはなし会
- *山梨市立図書館 児童コーナー



6. 保育園・幼稚園・認定こども園に通わせるとき 48

- 保育園
- 幼稚園
- 認定こども園



7. 子どもを一時的に預かってほしいとき... 52

- ファミリーサポートセンター
- 一時預かり事業
- *特定保育
- ショートステイ・トワイライトステイ
- 病児・病後児保育



8. 小学生・中学生になるとき 58

- 小学校・中学校
- 学童クラブ
- 子どもの学習・生活支援事業



9. 障害をもつお子さんへの支援 62

- 障害者手帳・各種手当・助成
- 障害福祉サービス
- 社会参加支援



10. ひとり親家庭への支援 64

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭医療費助成制度
- 母子家庭等自立支援給付金
- 母子・父子・寡婦福祉資金の利子償還金補助



11. 家庭内の暴力について 66

- DV(ドメスティックバイオレンス)について
- 子どもを虐待から守ろう



12. 妊活応援事業 68

- 助成制度



13. 災害に備えましょう 70

- 子どもがいる家庭の防災



14. 相談先 72

- 子育て相談総合窓口「かるがも」
- 産前産後電話相談
- *やまなし子育てネット



15. 緊急連絡先 74

- 小児救急電話相談
- 小児初期救急医療センター
- やまなし医療ネット



16. 市内子育て便利マップ 76

- 山梨地域
- 牧丘地域
- 三富地域



17. 親子でお出かけしよう 84

- 市内の公共施設
- 乳幼児と一緒に室内で遊べる公共施設





1. 妊娠したとき

～妊娠したときの手続きと支援～

母子健康手帳

担当: こども・子育て課
こども・子育て支援担当

産婦人科の診察において妊娠されていることがわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

交付には事前予約が必要です。必ず電話にて予約をしてください。

● 交付場所

こども・子育て課 こども・子育て支援担当

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時

※交付時に必要書類の記載や、保健師との面談がありますので1時間程度の時間がかかります。時間に余裕を持ってお越しください。

● 必要書類

① 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

② 個人番号(マイナンバー)がわかるもの

③ 妊娠届出書(交付当日お渡しします。市のホームページから事前入手も可能です。)

※代理人の場合は、上記書類の他、代理人の本人確認書類も必要となります。

④ 妊婦さん本人の通帳の写し(銀行名・支店名・口座番号がわかるもの)

● 予約・問合せ

こども・子育て課 TEL 0553-22-1111



母子健康手帳は、母親の健康状態や赤ちゃんの成長、乳幼児健康診査、予防接種など大切な記録をするものです。

妊娠出産包括支援事業

～切れ目のない子育て支援に向けて～

山梨市立産婦人科医院

市立産婦人科医院は、山梨市が設置し、医療法人東雲会が運営を行う公設民営の産婦人科医院です。山梨市で安心して妊娠・出産・育児ができるように、また、女性の各ライフステージに応じた健康支援を行います。

施設内のベッド数は19床で、多床室も広く、プライバシーに配慮した空間になっているので、多くの妊産婦の方がゆっくりと静養でき、安心して退院できる体制を整えています。また、妊娠出産包括支援事業として訪問型、デイサービス型、宿泊型のケア事業を行っています。



住所 〒405-0018 山梨市上神内川172番地 電話 0553-20-1230

休診日 日曜日、祝日、第5土曜日

問合せ先 こども・子育て課 こども・子育て支援担当

妊婦一般健康診査受診票等

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

- 母子健康手帳の交付時にお渡しします。
- 妊婦一般健康診査(基本健診)受診票14枚(14回分)、妊婦一般健康診査(追加検査)受診票6枚(6回分)を交付します。受診時、医療機関に提出してください。いずれの受診票も助成限度額が設定されていますのでご確認ください。
- 里帰り出産などで県外の医療機関で妊婦健診を受けた場合も費用の助成を行っています。
出産後1か月以内に、費用助成の申請をしてください。
- 新生児聴覚検査受診票、妊婦歯周疾患検診受診票、産婦健康診査受診票も一緒にお渡しします。

マタニティマークについて

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。しかし、外見からは妊娠していることがわかりづらいため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊婦さんにはさまざまな苦勞があります。

マークは、妊婦さんが交通機関などを利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店などが、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



マタニティマーク

やまなし思いやりパーキング制度

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

「やまなし思いやりパーキング制度」は、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人が、公共施設、店舗など専用駐車場の専用区域に車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

妊産婦の人は、母子健康手帳交付日から出産後1年6か月まで利用可能です。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限られます。(双子児の場合、出産後3年まで)

- 持ち物:母子健康手帳
※有効期間を過ぎた利用証は、返却してください。



やまなし子育て応援カード

協賛店舗でお得なサービスを受けられるカードです。妊婦さんのいる家庭と18歳未満のお子さんがある家庭が受けられる特典です。母子健康手帳の交付を受けたら、ぜひ利用しましょう。

詳しくは→35ページをご覧ください。

乳児用品貸出し事業

ベビーベッド、ベビーシート、ベビーバスを無償で貸出ししています。出産予定日の1か月前から利用申請ができますのでご利用ください。

詳しくは→33ページをご覧ください。

産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減

担当: 税務課 市民税担当

●対象者

出産予定または出産した方が対象です。

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産をいい、死産、流産(人工妊娠中絶)、早産の場合も対象となります。

●軽減対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間)の所得割額および均等割額が年額から減額されます。

【色の付いた部分が軽減対象期間】

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産(予定)日	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

●申請期間

出産予定日の6ヶ月前から申請ができます。出産後の届出も可能です。

●申請に必要なもの

- ・母子健康手帳など出産予定日や親子関係が確認できるもの
- ・本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

産前産後期間の国民年金保険料の免除

担当: 市民課 市民・年金担当

国民年金第1号被保険者の人が出産される場合、産前産後の期間に国民年金保険料を免除することができます。出産予定日の対象6か月前から届出が可能ですので忘れずに手続きをしましょう。

- 対象者: 国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業、学生、無職の方)
- 届出時期: 出産予定日の6か月前から届出が可能です。
- 免除期間: 出産予定日または、出産日の属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、6か月間
- 持ち物: 母子健康手帳

初回産科受診料支援事業(低所得妊婦)

担当: こども・子育て課 こども・子育て支援担当

妊婦さん(低所得)の経済的負担の軽減や、必要な支援を継続的に行うため、初回産科受診料の費用を、10,000円を上限に助成します。

●助成対象者

(1)~(3)すべてを満たす人

- (1)妊娠判定のため医療機関を受診し、妊娠が判定した人で、当該受診をした日および、この事業の申請日に山梨市に住民票がある人
- (2)市民税非課税世帯、または非課税世帯と同等の所得の人
- (3)当該受診の結果や妊婦健診の受診医療機関など、市とその他関係機関が情報を共有することに同意する人

●申請期限

医療機関を受診した日から原則として3か月以内

●助成内容

妊娠判定に係る診察、尿検査、超音波検査などの費用を、10,000円を上限に助成します。

●申請について

以下の書類をそろえて、こども・子育て課こども・子育て支援担当に申請してください。

- (1)初回産科受診料助成金交付申請書
- (2)医療機関が発行した領収書の原本
- (3)診療明細書の原本
- (4)課税状況が確認できる書類(他市町村からの転入などにより、課税状況の把握が困難な場合のみ必要)

*申請書はこども・子育て課の窓口にてお渡しをしています。もしくは山梨市ホームページから印刷をしてご使用ください。

*ゆうちょ銀行が振込先の場合は通帳をお持ちください。

山梨市
Yamanashi City

初回産科受診料支援事業



多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

双子以上の妊娠をした妊婦さんに、市が助成する妊婦健康診査14回分を超えて受診する健康診査費を、償還払いにより助成します。

●助成対象者

山梨市に住所を有する、双子以上の妊娠をした妊婦

●申請期限

助成の対象となる出産日から原則として3か月以内

●助成内容

1回の妊婦健康診査につき6,000円を上限に助成します。

※助成回数は5回までです。

※海外で受診した健康診査費、医療保険各法が適用される診療費、妊婦健康診査に伴わない保険外診療で支払った検査などは助成の対象となりません。

●申請について

以下の書類をそろえて、こども・子育て課こども・子育て支援担当に申請してください。

- (1)多胎妊娠妊婦健康診査支援事業申請書
- (2)母子健康手帳(受診した妊婦健康診査の結果が分かるもの)
- (3)医療機関が発行した領収書の原本
- (4)診療明細書の原本

*申請書はこども・子育て課の窓口にてお渡しをしています。もしくは山梨市ホームページから印刷してご使用ください。

*ゆうちょ銀行が振込先の場合は通帳をお持ちください。

*郵送での申請も可能です。事前にこども・子育て課へご連絡ください。

山梨市
Yamanashi City
多胎妊娠の
妊婦健康診査支援事業



予定日超過妊婦健康診査支援事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

出産予定日を超過した妊婦さんに、出産予定日から出産までの妊婦健康診査の費用(市が助成する妊婦健康診査14回以降)を、償還払いにより助成します。

●助成対象者

出産予定日から出産までの間に妊婦健康診査を受診し、受診日当日に山梨市に住所を有する妊婦

※予定日当日(40週0日)の健診は、助成対象となりません。

●申請期限

助成の対象となる出産日から原則として3か月以内

●助成内容

1回の妊婦健康診査につき6,000円を上限に助成します。

※助成回数の制限はありません。

※海外で受診した健康診査費、医療保険各法が適用される診療費、妊婦健康診査に伴わない保険外診療で支払った検査などは助成の対象となりません。

●申請について

以下の書類をそろえて、こども・子育て課こども・子育て支援担当に申請してください。

- (1)予定日超過妊婦健康診査支援事業申請書
- (2)母子健康手帳(受診した妊婦健康診査の結果が分かるもの)
- (3)医療機関が発行した領収書の原本
- (4)診療明細書の原本

*申請書はこども・子育て課の窓口にてお渡しをしています。もしくは山梨市ホームページから印刷してご利用ください。

*ゆうちょ銀行が振込先の場合は通帳をお持ちください。

*郵送での申請も可能です。事前にこども・子育て課へご連絡ください。

山梨市
Yamanashi City
予定日超過妊婦
健康診査支援事業



電子母子手帳アプリ「たちダイアリー」

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

電子母子手帳アプリ「母子モ」と連携し、市の子育て情報を提供する「たちダイアリー」を配信しています。「母子健康手帳」と併用して「母子モ」の登録もしましょう。



電子母子手帳を登録するとこんなことが便利!!

- 月齢にあった乳幼児健診や子育て情報が確認できる!
- 予防接種の最適な接種日を自動表示。うっかり接種忘れを防止できる!
- 家族で母子健康手帳の情報を共有することができる!
育児日記・写真画像・成長記録(身長・体重など)を家族間で共有し父親も積極的に育児参加を!
- 非常時のバックアップとしても役にたつ!
もしもの時、ログイン情報があれば、スマートフォン、PC、タブレット端末など機器を選ばず情報確認が可能!



検索から

QRから

母子モで検索!

母子モ 検索

or



子育て情報の配信

子育てに関する情報は山梨市ホームページ、母子手帳アプリ母子モの「たちダイアリー」、つどいの広場「たち」の掲示板、たちメールで配信しています。

妊婦訪問事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

市が委嘱した助産師が、原則として妊娠中に1回、ご家庭を訪問し妊娠中の生活、出産の準備、子育てについて相談を行っています。

両親学級

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

これからお父さん、お母さんになる人が、妊娠・出産・子育てについての情報交換や友達づくりをしながら楽しく学べる学級です。学級への参加をきっかけに、家族でコミュニケーションを取り、役割分担を考えながら、一緒に赤ちゃんとの生活をイメージしていきましょう。該当する方には、通知でお知らせします。詳しくは山梨市ホームページをご覧ください。

内容

1回目	妊娠中の食事について、赤ちゃんの服の選び方、マタニティヨガ
2回目	授乳について、赤ちゃんとの生活や気持ちの変化、お風呂の入れ方・服の着せ方

【持ち物・服装】母子健康手帳、スリッパ、飲み物、筆記用具、動きやすい服装

山梨市
Yamanashi City
両親学級



産前産後電話相談

24時間365日相談可能です。
妊娠中の不安や産後の体調のこと、子育てに関するさまざまなことを助産師に相談できます。

電話 055-269-8110

場所 健康科学大学 産前産後ケアセンター
笛吹市石和町窪中島587-112



2.赤ちゃんが生まれたとき ～生まれたときの手続きと支援～

ご出産おめでとうございます。
各種申請の手続きを行いましょう。

必要な手続き	期限	必要な持ち物	備考	掲載ページ
出生届の提出	生まれた日を含め 14日以内	・出生届 ・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類	届出場所は、出生地、本籍地、届出人の住所地	17
子ども医療費助成制度の申請	出生届出後すみやかに	・子どもの医療保険資格情報が分かるもの		30
児童手当の申請 <small>(公務員の場合は、勤務先での手続き)</small>	生まれた日の翌日から 15日以内	・支給対象者の医療保険資格情報が分かるもの ・支給対象者の振込口座が確認できる通帳など ・支給対象者の本人確認書類 ・支給対象者及び配偶者の個人番号が確認できるもの <small>※支給対象者は、父母のうち、所得が高い人です。</small>	申請日の翌月分から支給 (月末に出生の場合、特例あり)	28
乳児一般健康診査受診票の交付	出生届出後すみやかに	母子健康手帳		18
予防接種予診票の交付	出生届出後すみやかに	母子健康手帳		24
国民健康保険への加入 <small>※対象者のみ</small>	出生届出後すみやかに	・届出人の本人確認書類		

出生届

担当:市民課 市民・年金担当

お子さんが生まれたら14日以内に出生届を提出してください。

- 届出人 父または母
(届出人欄に父母が署名した届書を家族の人が届出することは可能です)
- 届出期間 お子さんが生まれた日を含めて14日以内
- 届出地 お子さんの出生地、父母の本籍地、届出人の住所地の市役所
- 届出に必要なもの 医師または助産師の出生証明書(出生届用紙)
母子健康手帳
届出人の本人確認書類

※他の市町村または、時間外に出生届を提出した場合は、お子さんの予防接種や児童手当など必要な手続きがありますので、平日の開庁時間内に手続きをお願いします。また、複数の課での手続きがありますので、お時間には余裕をもってお越しください。

お子さんのマイナンバーカードについて

出生届と同時の申請であれば、お子さんは来庁不要でマイナンバーカード(顔写真なしの)の特急発行申請ができ、原則1週間でマイナンバーカードが届きます。申請をご希望の場合には、出生届提出時にお申し出ください。

子どもの名について

戸籍振り仮名法制化がはじまります!

2025年5月26日に新たに戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が開始予定となり、氏名の振り仮名については、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるものでなければならない」との規律が設けられます。これにより、子どもの名前に使用する文字には以下のような制限がかけられます。

- *漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方
 - *読み間違い、書き間違いかどうか判然しない読み方
 - *漢字の意味や読み方との関連性が認められない読み方
- 詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

法務省



出産育児一時金

担当課:健康増進課
国保・後期高齢者医療担当

出産育児一時金は、健康保険法などの保険給付として健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給される制度です。

支給額 500,000円

※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合の支給金額は、488,000円

医療機関などが代わりに出産育児一時金の支給申請および受取りを行う「直接支払制度」の利用が一般的です。

直接支払制度を利用しない場合や50万円に満たない場合の差額支給を受けるには申請が必要です。

※申請は加入している健康保険組合などで行ってください。

※山梨市国民健康保険の加入者は市役所で申請してください。

乳児一般健康診査受診票

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

指定医療機関で乳児健診が受けられる受診票を交付し、2回分の費用助成を行っています。

1か月児健診時に医療機関に提出する受診票を出生届時に交付しますので、手続きをしてください。

保健師の2～3か月児訪問時に残り1枚を交付しますので、11か月児健診時に医療機関に提出してください。(有効期限は1歳の誕生日の前日までです)

指定医療機関以外や県外の医療機関では使用できませんので予めご確認ください。

新生児・乳児訪問事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

ご自宅に担当の助産師、保健師が訪問し、育児やお母さんの体調についてお話を伺います。些細なことでもお気軽にご相談ください。



★ 新生児訪問事業

市が委嘱した助産師が、生後間もない新生児のいるご家庭へ2回訪問し、栄養状態などを確認しながら、授乳のことや、具体的な育児方法についてアドバイスし、保護者が安心して育児できるよう支援を行っています。また、母親の産後の健康状態についても確認やアドバイスを行っています。妊娠中に訪問した助産師が引き続き訪問します。

★ 保健師の乳児訪問

市の地区担当保健師が、生後2～3か月の乳児がいるご家庭へ育児支援のため訪問します。

★ 養育支援訪問事業

妊婦訪問事業や新生児訪問事業、保健師の乳児訪問のあとも、引き続き支援が必要である家庭に対し、保健師または助産師・保育士・幼稚園教諭が継続して訪問事業を行っています。

乳幼児健康診査

担当: こども・子育て課
こども・子育て支援担当

3か月児健康診査	小児科診察、身体計測、育児相談、栄養相談を行っています。
7か月児健康診査	小児科診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科衛生士による歯科指導を行っています。
1歳6か月児健康診査	小児科診察、歯科診察、身体計測、育児相談、栄養相談を行っています。
2歳児歯科健康診査	歯科診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科衛生士による虫歯予防指導を行っています。
3歳児健康診査	小児科診察、歯科診察、身体計測、尿検査、育児相談、栄養相談を行っています。また事前に自宅で視力検査、聴力検査を行ない、心配な場合は後日、視能訓練士などが再検査を行ないます。
5歳児健康診査	小児科診察 希望者は別日で視能訓練士による視力検査や育児相談もを行っています。

※該当者には、各健康診査の3週間前位に通知します。



※ 精密検査票の交付

乳幼児健診で、精密検査が必要な場合に精密検査票を交付します。

※ すこやか発達相談

子どもの発達や言葉の遅れ、集団生活の中での心配事などについて、公認心理師、言語聴覚士などの専門スタッフが相談に応じています。

各種教室

担当: こども・子育て課 こども・子育て支援担当

※ ママのリラックスタイム

内容 子育てで疲れた身体をピラティスで整えたり、子どもとふれあえるベビーマッサージを体験できる教室。

対象者 生後2～3か月児と保護者。対象者には通知します。[申し込み制]

※ 離乳食教室

内容 発育や月齢に応じた離乳食の進め方について学ぶ教室。

対象者 前期離乳食教室・・・4～5か月児の保護者

後期離乳食教室・・・7～8か月児の保護者

対象者には通知します。[申し込み制]

※ 小児科医による子育て教室

内容 子どものかかりやすい病気とその対応を小児科医から学ぶ教室。

対象者 3～7か月児の保護者。対象者には通知します。[申し込み制]

※ 小児救急法講習会

内容 救急法と実技、事故予防について学ぶ教室。

対象者 3～7か月児の保護者。対象者には通知します。[申し込み制]

※ MAMAヨガ

内容 ヨガとプチ講座を通して、子育てで疲れたところと身体が癒される教室。

対象者 生後6か月～1歳未満の子どもを持つ保護者。[申し込み制]

※ 栄養・食育事業

市では、「山梨市食育推進計画」に基づき食育事業を実施しています。

・親子料理教室、おやつ作り教室などの教室を開催しています。開催日や内容については「広報やまなし」または、市のホームページでお知らせします。

・市のホームページに、山梨市食生活改善推進委員会で考えた「食育レシピ」を掲載しています。

定期予防接種

担当:健康増進課 健康企画担当

予防接種は、はしかや風しんなど、かかると脳炎など重い後遺症を残す恐れのある病気や感染症から子どもを守るとともに、感染症の発生やまん延を防止するために行われています。「予防接種法」に基づいて、接種の種類や受ける年齢が決められています。決められた年齢を過ぎてしまうと、定期接種外となり自己負担での接種となってしまうのでご注意ください。

- 出生届時に「予防接種予診票綴」を交付します。
- 予防接種の改正による変更点などについては「広報やまなし」に掲載しますので、必ずご覧ください。
- 表記の定期接種以外の予防接種(インフルエンザなどの任意接種)については、かかりつけ医師とご相談ください。



予防接種種類	接種する年齢 (予防接種法で決められた年齢)	受けるのが 望ましい時期	接種方法・回数	備考
小児用肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間	初回接種:生後2月から生後7月に至るまで 27日以上の間隔をおいて3回	・肺炎球菌による細菌性髄膜炎の予防 ・初回接種開始月齢により接種回数、接種間隔が異なります。
	追加	生後60月に至るまでの間	追加接種:生後12月から15月に至るまで 初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回 1歳以上で接種	
B型肝炎	1歳に至るまでの間	生後2月から生後9月に至るまで	初回:2回 1回目から27日以上あけて2回目 追加:1回 1回目の注射から139日以上あけて3回目	・B型肝炎の予防

予防接種種類	接種する年齢 (予防接種法で決められた年齢)	受けるのが 望ましい時期	接種方法・回数	備考
ロタウイルス (どちらかを選択)	ロタリックス	出生6週0日後から24週0日後までの間	初回接種については生後2月に至った日から出生14週6日後までの間	・ロタウイルス感染症の予防 ・ワクチンにはロタリックス・ロタテックの2種類があり接種回数異なります。 ・ロタテックの場合は3回目の予診票が必要となりますので健康増進課までご連絡ください。
	ロタテック	出生6週0日後から32週0日後までの間	出生15週0日以降の初回接種は安全性からおすすめしません	
BCG	1歳に至るまでの間	生後5月～生後8月	1回	・結核の予防
五種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ヒブ	1期初回	生後2月から生後90月に至るまで	生後2月から生後7月に至るまでに開始	・ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブの予防 ・20日から56日の間隔で1期初回接種を確実に行ってください。 ・7歳半までに全部で4回
	1期追加		初回接種終了後6月から18月まで	
二種混合 ジフテリア 破傷風	2期	11歳以上13歳未満	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	・ <u>対象年齢の時に市から個人通知をします。</u>
麻しん 風しん 混合MR	1期	生後12月から生後24月に至るまで	1歳になったら早めに	・麻しん(はしか)、風しんの予防 ・1期だけでは抗体が充分上がらないことがあるため必ず2期を接種してください。
	2期	年長児(4月1日から3月31日まで)	年長になったら早めに	
水痘(水ぼうそう)		生後12月から生後36月に至るまで	1回目接種は生後12月から生後15月まで 2回目接種は1回目終了後6月から12月までの間隔をおく	・水痘(水ぼうそう)の予防 ・既に水ぼうそうに罹患したことがある場合は、接種対象外となります。
日本脳炎	1期初回	生後6月から生後90月に至るまで	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	・日本脳炎の予防 ・1期は90月を過ぎると公費対象外となりますので注意してください。 ・2期は対象年齢の時に市から個人通知をします。
	1期追加	生後90月に至るまで	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	
	2期	9歳以上13歳未満	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	

乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症予防

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の前触れもなく元気な赤ちゃんが睡眠中に突然死亡する疾患です。令和5年には全国で48人の赤ちゃんがSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位となっています。

この原因は窒息などの事故によるものとは異なり、赤ちゃんの脳における呼吸を調整する機能が未熟なため起こると考えられていますが、これだけが原因で起こるかどうかの点も含めて、まだ解っていません。

その一方で、この発症予防の研究の結果、以下に示すことを積極的に行うことにより、発症が少なくなることは明らかになっています。

◇ 注意すべきこと ◇

- ①赤ちゃんを寝かせる時は、仰向け寝にしましょう。ただし、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もありますので、このような時は医師の指導を守りましょう。
- ②妊娠中や赤ちゃんの周囲で、たばこを吸わないようにしましょう。
- ③母乳の出方には個人差がありますが、母乳が出る場合には、できるだけ母乳で育てるようにしましょう。

ゆさぶられっこ症候群

ゆさぶられっこ症候群とは、乳幼児を揺ることによって、頭頸部が強く動揺し、その結果頭蓋内出血や眼底出血が引き起こされるもので、死亡や脳性麻痺、精神運動発達障害、視力障害などを引き起こします。普段の子育ての中にもゆさぶられっこ症候群の原因になるものもあり、正しい認識が必要な疾病です。

◇ こんなこともダメ ◇

- ①丈夫な子に育てたいと、少し乱暴に高い高いをする。
- ②チャイルドシートの固定が不完全なまま乗せられた赤ちゃんが未舗装のデコボコ道で揺られる。

誤飲

異物を飲み込んだときは、気づいた時点で、すぐに吐かせるのが原則です。しかし、吐かせてはいけない場合もありますので注意しましょう。

【異物を飲み込んだときに医療機関で受診するまでに家庭で行う応急処置】

危険な誤飲項目		水を飲ませる	牛乳を飲ませる	吐かせる	応急処置-説明
タバコ	葉・吸い殻	×	×	○	飲食は避け、吐かせて、医療機関へ
	タバコを浸した溶液	○	○	○	水または牛乳を飲ませ、吐かせて、医療機関へ
洗浄剤・漂白剤(強酸または強アルカリ)		○	○	×	水または牛乳を飲ませて、医療機関へ
防虫剤(ナフタリンなど)		○	×	○	水を飲ませ、吐かせて、医療機関へ
芳香剤・消臭剤		○	○	○	水または牛乳を飲ませ、吐かせて、医療機関へ
灯油・ベンジン(石油製品)		×	×	×	何も飲ませず、吐かせず、医療機関へ
ボタン電池		×	×	×	何も飲ませず、吐かせず、医療機関へ

※何を飲んだかという情報が大切です。医薬品、洗浄剤、消臭剤、殺虫剤などの場合は、医療機関を受診の際に、その成分がわかるような説明書や箱、ビンなどを必ず持参してください。

※応急処置がわからないときは、下記にお問い合わせください。

(財)日本中毒情報センター(中毒110番)

つ く ば: 029-852-9999 (365日 24時間対応)
 大 阪: 072-727-2499 (365日 24時間対応)
 たばこ専用電話: 072-726-9922 (365日 24時間対応)



4. 各種手当と助成制度

児童手当 担当:こども・子育て課 子育て推進担当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的とし、高校生年代(18歳)までの子どもを養育している人に手当を支給する制度です。

手当を受け取るには申請が必要です。

1. 支給対象者

高校卒業年代まで(18歳の誕生日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している人。児童の父母のうち恒常的に所得が多く、児童の生計を維持する度合いが高い人が対象です。

※父母以外が児童を養育している場合は、ご相談ください。

※支給対象者が公務員の場合は、勤務先に申請してください。

ただし、独立行政法人に勤務し、勤務先からの支給対象者ではない人は、市に申請してください。

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額(一人当たりの月額)
3歳未満	15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳～高校生年代	10,000円(第3子以降は30,000円)

※「第3子以降」とは、22歳まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の監護し生計費の負担をしている子のうちの3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、6月、8月、10月、12月、2月、4月(偶数月)にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

【受給資格・受給額の認定請求】

お子さんが生まれたときや、他の市町村から転入したときは、受給資格・受給額の認定請求の申請が必要です。

原則として、申請した翌月分から手当を支給します。ただし例外として、出生や転入などの移動日が月末に近い場合、移動日の翌日から15日以内に手続きをすれば、移動日の翌月から支給の対象になります。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなってしまうのでお早めにご手続きを行ってください。

●申請に必要なもの

- ・支給対象者の医療保険の資格情報が分かるもの
- ・支給対象者名義の振込口座が確認できるもの(通帳など)
- ・支給対象者および配偶者の個人番号が確認できるもの
- ・外国人の方(児童を含む)は、外国人登録証
- ・児童と別居している人は、別居監護申立および児童の個人番号がわかるもの

※状況に応じ、上記以外の書類が必要になる場合があります。

●現況届

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受け取る要件を満たしているか確認するものです。

原則不要になりましたが、以下の場合は提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

子ども医療費助成制度

担当:こども・子育て課 子育て推進担当

山梨市では、お子さんの健やかな成長を願い、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的に**高校3年生までのお子さん**が病院などの医療機関で健康保険が適用される診療を受けたとき、医療費の自己負担分を助成します。

対象となる子ども

保護者が山梨市に居住し、健康保険に加入している0歳～高校3年生(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の子ども

※生活保護を受けている世帯・重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成対象の方、児童福祉施設に入所、里親に委託されている方は対象となりません。

助成の対象となる医療費

◎助成の対象となるもの

- ・病院や薬局などで診療を受けるときに健康保険が適用されるもの
- ・補装具などで健康保険が適用されるもの
- ・養育医療、育成医療などの医療費助成を受けていて自己負担が生じるもの

◎助成の対象とならないもの

- ・保険診療に該当しないもの(健康診断、予防接種、差額ベッド代、文書料、薬の容器代、選定療養費など)
- ・各健康保険組合などから支給される高額療養費給付金、家族療養費附加金該当分
- ・学校、幼稚園、保育園の管理下での傷病などで、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の適用となるもの
- ・第三者行為によるけが(交通事故など)
- ・受給資格認定期間外の医療費
- ・特定の疾病などで、他の医療費助成を受けられる方はその給付分を優先します。

受給資格者証の交付

子ども医療費助成金受給資格者証の交付には、申請が必要です。

子どもが生まれたとき、山梨市に転入したときは、子どもの「マイナ保険証」もしくは医療保険者により発行される子どもの「資格確認書」(以下、マイナ保険証など)をご持参のうえ、こども・子育て課子育て推進担当または各支所住民生活担当窓口で手続きをしてください。

受給資格者証の変更などの手続き

こんなとき	どうする
他市町村に転出するとき	転出後は利用できません。 転出手続きを行う際に、受給資格者証を返却してください。
記載事項に変更があったとき (住所変更、氏名変更、加入している健康保険の変更など)	変更の届出が必要になります。受給資格者証、子どものマイナ保険証などをお持ちのうえ、手続きを行ってください。
失くしてしまったとき	再発行の手続きを行ってください。 子どものマイナ保険証などをお持ちのうえ、手続きを行ってください。

助成方法

(1)窓口無料

県内の医療機関において、マイナ保険証などと「子ども医療費助成金受給資格者証」を提示すると、保険診療自己負担分が無料になります。

※次の(2)に該当する場合は窓口無料となりませんのでご注意ください。

(2)償還払い(窓口無料とはならないもの)

次に該当する場合は窓口無料となりません。いったん自己負担分をお支払いいただき、市に還付申請をしていただくことで、自己負担分を助成します。

- ・県内の医療機関で受給資格者証を提示しなかった場合
- ・県外医療機関での保険診療
- ・入院時食事療養費標準負担額
- ・保険診療における療養費自己負担額(はり、灸、マッサージなど)
- ・「山梨県医師国保組合」「全国歯科医師国保組合」「全国土木建築国保組合」「中央建設国保組合」以外の国保組合加入の方

【償還払いの方法(自己負担後の還付申請の仕方)】

受診した月の翌月以降に、下記の必要書類を持参し、申請してください。

1. 子ども医療費助成金申請書
(山梨市ホームページからダウンロード可)
2. 領収書(コピー不可)
3. 印鑑(朱肉を使うもの)
4. 保護者名義の振込口座が確認できるもの(通帳など)
5. 子どものマイナ保険証など
6. 子ども医療費助成金受給資格者証

※領収書には「受診者名」「受診年月日」「診療報酬総点数」「発行者名(医療機関名)」「領収印」「発行年月日」「入院時食事療養費などの費用額・負担額」が明記されている必要があります。

上記必要事項の記載がない場合は、申請書に医療機関で証明を受けてください。

※領収書には領収印を押してもらようお願いしてください。

※月ごと、医療機関ごと、入院、入院外ごとに請求書を記入して申請してください。

※**高額療養費、付加給付金の支給対象かご確認ください。**

対象の場合は、その金額のわかるものが必要となります。

※請求できるのは、診療月から2年間となります。



出産・子育て応援事業

担当課: 子育て課 子育て支援担当

市では、妊娠期から出産・子育てまで継続して妊婦さんや子育て家庭に寄り添い、身近で相談ができる「相談支援」と「経済的支援(出産・子育て応援ギフト)」をあわせて行い、それぞれのご家庭に応じた必要な支援を実施します。

● 事業の流れ

- ①母子健康手帳交付時に保健師と面談し、アンケートと申請書を提出してください。(出産応援ギフト支給)
- ②妊娠後期(24～36週がめやす)に助産師の訪問を受けて、アンケートを記入してください。
- ③出産後(2～3か月)に保健師の訪問を受けて、アンケートと申請書を提出してください。(子育て応援ギフト支給)

● 支給額

母子健康手帳発行時(出産応援ギフト)	6万円
出産後(子育て応援ギフト)	第1子目・・・10万円
	第2子目・・・15万円
	第3子目・・・25万円

※①～③まですべて実施すること、必要時関係機関などと個人情報の共有に関する同意をいただくことが支給の条件になります。

※母子健康手帳交付後に市外へ転出される方は、山梨市から「出産応援ギフト」を支給します。

※母子健康手帳交付後に山梨市に転入した方は山梨市から「子育て応援ギフト」を支給します。

※里帰り出産を予定している方は、地区担当保健師までご相談ください。

※流産、死産の場合も「出産応援ギフト」は対象となります。

乳児用品貸出し事業

担当: 子育て課 子育て支援担当

乳児の保護者への経済的負担を軽減するため、ベビーベッドなどの乳児用品を無償で貸出しする事業を行なっています。

貸出品目	対象者 (市内に住所を有する次の者)	貸出期間
ベビーベッド	乳児と同一世帯の保護者	乳児の満1歳の誕生日まで
ベビーシート	乳児と同一世帯の保護者 または祖父母 ※1	乳児の満1歳の誕生日まで (祖父母の場合は乳児の誕生日から3か月以内)
ベビーバス	乳児と同一世帯の保護者 または祖父母	乳児の誕生日から3か月以内

※1 ただし、道路交通法第3条に規定する普通自動車を運転できる運転免許証を有している人で、ベビーシートなどを装着できる自動車を所有している人に限ります。

※貸出品の詳細については、
市ホームページをご覧ください。



【貸出しの流れ】

①利用申込み 出産予定日1か月前から申請が可能です。

利用申込書にて申請をしてください。
(用紙は、市役所にてお渡しします。
市のHPからダウンロード可)

持ち物 ・母子健康手帳
・本人確認書類

(ベビーシート希望の場合は必ず運転免許証)



②利用の決定および貸出し品の配達

利用申請について市が審査し決定通知書を郵送します。

利用決定通知者には、後日、委託業者から配達日について連絡があります。

③貸出し品の返却

貸出し期間終了時期に委託業者が回収を行います。

貸出し期間終了前に返却を希望される場合は、直接、委託業者へ連絡して回収を依頼してください。また、市外に転居される方は、転居される時までに必ず、返却をしてください。

子育て用品交換マーケット

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

家庭における子育て費用の軽減と資源の節約を図るため家庭において不要になった子育てに関する用品のリユースを目的とした交換マーケット事業を実施しています。

利用者は申込書を記載し、市に提出してください。

対象者は、市内に住所を有する人で、リユース品を譲り渡したい人、譲り受けたい人です。

対象品

取扱品目	取り扱わないもの
<ul style="list-style-type: none"> ●ベビーベッド ●チャイルドシート ●ベビーカー ●歩行器 ●衣類(未使用、未開封などのものに限る) ●紙おむつ(未使用、未開封のものに限る) ●その他清潔なベビー用品 	<ul style="list-style-type: none"> ●歯固め、ほ乳びんなどの口に含むもの ●ぬいぐるみ玩具・遊具 ●食品および薬品 (保存食や未開封のものを含む) ●汚れや破損があり、再利用できないもの ●公序良俗に反するもの

申込みの情報をたち山梨入口掲示版と市ホームページに掲載します。

情報は最長3か月間掲示します。

申込書の提出のあった時点で取引可能な場合は、お互いの連絡先を教えますので、相互に連絡を取り合い、取引方法などの調整の上、譲渡を行なってください。



やまなし子育て応援カード

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

「子育て応援カード」を提示する利用者に対して、あらかじめ登録した店舗が、独自のサービスを提供する県の事業です。

対象世帯	県内に住民票があり、18歳未満(18歳になった日以降最初の3月31日まで)の子がいる世帯および妊婦がいる世帯 カードは1世帯につき1枚
手続き	本人確認書類と、妊婦がいる世帯は母子健康手帳をお持ちください。 交付窓口は、こども・子育て課 こども・子育て支援担当 各支所 住民生活担当

18歳未満の子どもがいる家庭および妊婦がいる家庭に対して、サービスを行う店舗や施設を「やまなし子育て応援カード協賛企業」として登録しています。
協賛企業でカードを提示すると、お得なサービスを受けることができます。

協賛店舗を簡単検索♪

スマホ・パソコンから検索

<http://www.yamanashi-kosodate.net/ouencard/index.html>

または

中学生以下の子どもの 市営施設使用料等の無料化

- 対 象:山梨市に居住している中学生までの子ども
- 内 容:山梨市営の温泉やプールなど、市内の市営施設の使用料などが無料になります。
※駐輪場を除く。
※施設により本人確認書類の提示や無料となる部分が異なるので、直接施設にお問い合わせください。

● 主な施設 ※他の施設については直接、各施設にお問い合わせください。

施設名	市内在住中学生以下無料	利用時間	休館日	電話	所管課
山梨市屋内温水プール (上石森665-2)	屋内温水プール使用料無料 ※ただし、小学3年生以下のお子さまは、18歳以上(高校生不可)の人の同伴が必要です。	午前の部:午前9時～正午 午後の部:午後1時～午後5時 夜間の部:午後5時～午後9時	月曜日・ 祝日の翌日 (月曜祝日の場合は翌日) 年末年始 その他設備点検日	0553-23-5211	生涯学習課 スポーツ振興担当
牧丘B&G海洋センター (牧丘町窪平442-1)	プール使用料無料 ※ただし、小学3年生以下のお子さまは、18歳以上(高校生不可)の人の同伴が必要です。	午前の部:午前9時～正午 午後の部:午後1時～午後5時 夜間の部:午後6時～午後10時 ※プール午後9時まで ※日曜日は夜間の部は休み	月曜日・祝日 (月曜祝日の場合は翌日) 年末年始	0553-35-4411	生涯学習課 スポーツ振興担当
根津記念館 (正徳寺296)	入館料無料	午前9時30分～午後4時30分 (受付:午後4時まで)	月曜日・火曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始	0553-21-8250	生涯学習課 文化財担当
横溝正史館 (江曾原1411-6)	入館料無料	土日祝日(年末年始を除く) 午前10時～午後3時 (入館は午後2時45分まで)	平日・年末年始	問合せ先 0553-21-8250 根津記念館	生涯学習課 文化財担当
牧丘郷土文化館 (牧丘町室伏2120)	入館料無料 ※小学生は保護者の同伴が必要です。	土日祝日(年末年始を除く) 午前10時～午後3時	平日・年末年始	問合せ先 0553-22-1111	生涯学習課 文化財担当
鼓川温泉 (牧丘町牧平262)	入館(入浴)料無料 ※保護者の同伴が必要です。保護者の住所確認できるもの(運転免許証など)の提示をお願いします。	4月～10月:午前10時～午後9時 11月～3月:午前10時～午後8時30分 (入館受付:閉館の1時間前 入浴時間:閉館15分前)	木曜日 (祝日の場合は翌日) ※年末年始についてはお問い合わせください。	0553-35-4611	観光課 観光施設担当
花かげの湯 (牧丘町窪平453-1)	入館(入浴)料無料 ※保護者の同伴が必要です。保護者の住所を確認できるもの(運転免許証など)の提示をお願いします。	4月～10月:午前10時～午後9時 11月～3月:午前10時～午後8時30分 (入館受付:閉館の1時間前 入浴時間:閉館15分前)	月曜日 (祝日の場合は翌日) ※年末年始についてはお問い合わせください。	0553-35-4126	観光課 観光施設担当
みとみ笛吹の湯 (三富下釜口447)	入館(入浴)料無料 ※保護者の同伴が必要です。保護者の住所を確認できるもの(運転免許証など)の提示をお願いします。	午前10時～午後8時 (入館受付:閉館の1時間前、 入浴時間:閉館の15分前)	火曜日 (祝日の場合は翌日) ※年末年始についてはお問い合わせください。	0553-39-2610	観光課 観光施設担当
山梨市老人健康福祉センター (ちどりの湯) (小原西649-1)	市内在住の中学生以下の市民	入館時間 午前9時～午後4時 入浴時間 午後8時まで (入浴最終受付時間:午後7時)	月曜日・祝日・ 年末年始	0553-22-9616	福祉課 社会福祉担当



5.子育てサポート事業

リラックスペースふわふわ

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

妊婦さんから産後5か月までのお子さんとお母さんがゆっくりと過ごせる場所です。

保健師や助産師、保育サポーターがお待ちしております。ぜひお気軽にお出かけください。



●開催場所

つどいの広場「たち山梨」

市立産婦人科医院「多目的室」

日程などは、市のホームページでご確認ください。

●利用できる方

山梨市に住民票のある妊婦さんと産後5か月までのお子さんとお母さん

●持ち物

・母子健康手帳

・バスタオル

・お母さんの飲み物

【赤ちゃんと一緒に来る時は】

・お出かけグッズ

(オムツ、使用済みのオムツを入れる袋、着替え、ミルクなど)

山梨市
Yamanashi City
リラックスペース
ふわふわ



つどいの広場事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

乳幼児とその保護者が気軽に集まって交流する場所です。子育てアドバイザーがいますので、気軽にお出かけください。

場所	利用時間
つどいの広場「たち山梨」 (山梨市役所内 東館1階) 電話23-1801	月～金(年末年始・祝日は除く) 午前10時～午後3時 ※6月～9月は午後4時まで
つどいの広場「たち牧丘」 (牧丘支所内) 電話090-7761-1428	毎週月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前10時～午後4時(正午～午後1時は閉所) ※6月～9月は土曜日 午前10時～正午 開所



つどいの広場「たち山梨」



つどいの広場「たち牧丘」



たちと同じ庁舎内に食事可能なスペースがあります。

山梨市
Yamanashi City
つどいの広場「たち」
カレンダー



児童センター

担当:こども・子育て課 保育担当

子どもたちの健全な遊び場として、自主的な活動や遊び、センターで計画する行事への参加などを通して心身ともに豊かで健康的な子どもたちの育成を目的とした施設です。

● 対象 0歳から18歳未満までの子どもとその保護者

施設名	所在地	利用時間	電話番号
加納岩児童センター	下神内川182	月～土曜日 (祝日・年末年始 を除く)	23-2429
日下部児童センター	小原東717		23-0383
山梨児童センター	正徳寺1273-1		23-5661



加納岩児童センター



日下部児童センター



山梨児童センター



山梨児童センター内 地域子育て支援センター

地域子育て支援センター

担当:こども・子育て課 各担当

子育て支援サービスの情報提供や子育てに関する相談ができる「地域子育て支援センター」を各児童センター、公立保育園、つどいの広場「たち」に設置しています。子育てに関する相談がありましたらご利用ください。

子育て支援総合コーディネーター

子育てに関する経験や知識が豊富な専任の「子育て支援総合コーディネーター」が子育てに関する相談に応じています。子育てに関して気になることがありましたらお気軽にご活用ください。

地域子育て支援センター 一覧

地域子育て支援センター

加納岩児童センター

日下部児童センター

山梨児童センター

後屋敷保育園

山梨保育園

八日市場保育園

八幡保育園

窪平保育園

つどいの広場「たち山梨」

つどいの広場「たち牧丘」

やまなしし 子育て支援サイト



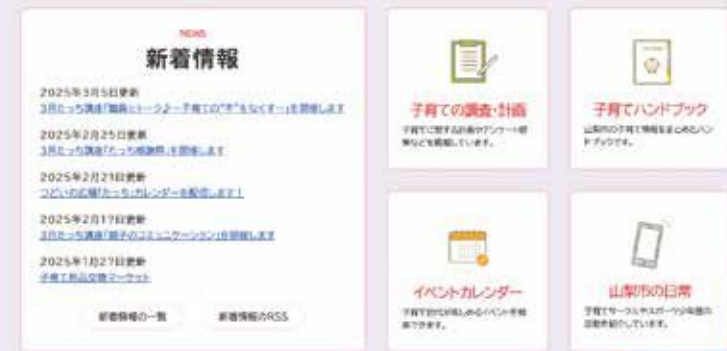
<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/site/kosodate/>

山梨市の子育てを応援。
子育てについて役立つ最新情報を掲載しています。



子育て支援サービス

すべての子育て家庭を対象に、
子どもの年齢に応じたさまざまな子育て支援を行っています。



やまなしし 子育て支援サイト

山梨市役所 こども子育て課
電話: 0553-22-1111
Fax: 0553-23-2800
E-Mail: kosodate@city.yamanashi.lg.jp

山梨市公式ホームページ
ウェブアクセシビリティ方針
個人情報保護の取組

こども家庭センター

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

こども家庭センターは母子保健と児童福祉の機能を一体化し、妊娠期から18歳までのお子さん、保護者に対し、家庭の心配事に応じて切れ目なく相談に応じます。

子どもたちが住み慣れた地域で健やかに成長するため、子育てに対する不安や悩みだけでなく、児童虐待、ヤングケアラーなど家庭内の様々な相談に応じます。



子ども・保護者と一緒に 気付く・支える・つなぐ 支援

- ゆっくりとお話を伺いながら、安心して育児ができるようサポートします。
- ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。
- 家族の方も相談出来ます。
- 児童虐待やヤングケアラーなどの子どもに関する相談も受け付けます。



「たっちメール」の配信について

つどいの広場「たっち講座」のお知らせを中心に、イベント情報や、乳幼児向けの子育てに役立つ情報をメール配信します！ぜひ「たっちメール」をご登録ください。

QRコードから、または
つどいの広場「たっち」へ
直接お申し込みください→



※迷惑メール対策でメール受信拒否の設定を行っているとうメールが受信できません。
以下のドメインからのメール受信を許可するように設定変更してください。

ドメイン名

《QRコード登録申込手順》

- ① QRコードをスマートフォンで読み込み空メールを送信。
- ② メールマガジンシステムより、メールが送られてきます。
- ③ メールに記載されているURLをクリックしてください。
- ④ メールマガジンシステムに繋がりますので、指示に従って入力をしてください。
- ⑤ ログインについては次のパスワードを入力していただくことで設定できます。

PASS たっちメール

- ⑥ 登録後、登録完了メールが届きます。

ブックスタート事業

担当:山梨市立図書館

子どもの読書活動推進のため、子どもと家庭に読書の機会を提供できるよう本をプレゼントしています。

乳幼児から読書に親しむことは、豊かな人間性を培い、考える力、生きる力の糧となります。山梨市では、「山梨市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書を楽しむ環境づくりの一つとして、本を借り、家庭や学校、地域において、子どもたちが読書への関心を高め、読書習慣が身につくよう応援します。

★ブックスタート事業

3か月児健康診査において、読み聞かせと、絵本を1冊贈ります。
申請手続きは必要ありません。

★セカンドブック事業

3歳児健康診査において、絵本を1冊贈ります。

★サードブック事業

市立小学校1年生全員に、ブックリスト20冊の中から、希望の本を1冊贈ります。



おはなし会

担当:山梨市立図書館

乳幼児から小学生を対象に図書館ボランティアによるおはなし会を毎月開催しています。

★くれよん … 第4土曜日(幼児向け)

★チェリー … 第2火曜日(乳幼児向け)

★ぐれーぶ … 第2日曜日(幼児向け)

第4火曜日(乳幼児向け)

★ぴーち …… 偶数月第3日曜日(英語・親子向け)

絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居など楽しい内容です。
その他、「子どもまつり」などの図書館行事も開催しています。

山梨市立図書館

山梨市万力1830

電話0553(22)9600

● 開館時間 午前9時～午後7時

● 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始、館内整理日

山梨市
Yamanashi City

市立図書館



児童コーナー

○おはなしコーナー(図書館2階)

靴を脱いであがり、赤ちゃんから大人まで絵本を読みながらゆっくりくつろぐことのできるコーナーです。おはなし会がある日には、この場所で開催しています。

○授乳室(図書館2階)

2階の絵本コーナーに、授乳室を併設しています。おむつ替えシートも設置していますので、お気軽にご利用いただけます。

活字による読書が困難な方のために朗読を行う対面朗読としてもご利用いただけます。





6. 保育園・幼稚園・認定こども園に通わせるとき

小学校就学前の施設として、保育園・幼稚園・認定こども園があります。それぞれの施設に特徴がありますので、情報の収集や見学にも行き、ご家庭にあった施設を選びましょう。

保育園

保護者が仕事・病気・その他の理由のために、家庭で保育できない0歳～小学校就学前までの子どもを、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

※小学校の入学準備のため、集団生活を体験させるためなどの理由で保育園に入園することはできません。

- **利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
- **利用できる認定区分** 2・3号認定

幼稚園

満3歳以上、小学校就学前までの子どもが小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。

なお、幼稚園には子ども・子育て支援新制度の適用を受ける園と、受けない園の2種類あります。

- **利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施
- **利用できる認定区分** 1号認定

認定こども園

小学校就学前の子どもに教育・保育を提供する施設です。幼稚園と保育園の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

3歳以上児については、保護者の就労状況などが変わった場合でも継続して利用できます。

◇ 0～2歳

- **利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
- **利用できる認定区分** 3号認定(満3歳以上は2号認定)

◇ 3～5歳

- **利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施
- **利用できる認定区分** 1・2号認定

認定区分とは…

保育園などの入園にあたっては、保護者からの申請により、子どもの年齢と保護者の就労状況などに応じて市が認定を行います。認定区分によって利用できる施設が異なります。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、 教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(幼稚園部)
2号認定 (満3歳以上の保育認定)	満3歳以上の子どもで、 保育を必要とする場合	保育園 認定こども園(保育園部)
3号認定 (満3歳未満の保育認定)	満3歳未満の子どもで、 保育を必要とする場合	保育園 認定こども園(保育園部)

【保育を必要とする理由】

保育を必要とする理由については、次のいずれかに該当することが必要になります。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、傷害
- 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

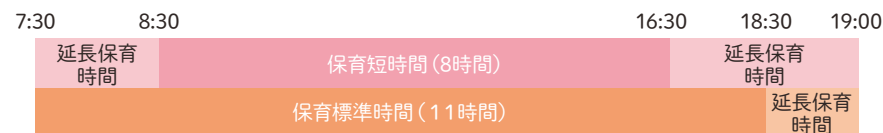
【保育の必要量】

2号、3号認定の場合、保護者の就労時間や保育を必要とする事由などに応じ、以下の2つに区分されます。

・「**保育標準時間**」:フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

・「**保育短時間**」:パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

(例)



※短時間・標準時間は保護者が預け始めた時間からの8時間、11時間ではなく、施設によって設定されています。時間帯は施設ごと異なりますので、各施設にお問合せください。

※延長保育の利用料は施設ごと異なります。

入園申込みについて

【山梨市内の保育園などへ入園を希望する場合】

○4月入園(新年度入園)

例年10月頃、広報誌やホームページに申込案内を掲載しています。

○年度途中の入園(※定員の状況により希望の保育園などに入園できない場合があります)

随時受付けていますが、毎月1日(月初)からの入園となります。

入園希望月の前月20日までに必要書類を揃えて申し込みをしてください。

【他市町村の保育園などへ入園を希望する場合】

他市町村の保育園などに入園を希望する場合も、山梨市に申し込んでいただきます。希望する施設の所在市町村に必要な書類、受付期間、受入状況の確認方法などについてお問い合わせいただいた上、期限に間に合うようにこども・子育て課に申し込んでください。

保育料

お子さんの年齢・人数・保護者の所得などにかかわらず、山梨市在住のお子さんの保育料を無償化します。

認可外保育施設などに通っているお子さんは別途手続きが必要です。詳しくはこども・子育て課にお問い合わせください。

*3歳以上児クラスの副食費(おかず・おやつ)は保護者の負担となります。副食費の料金については各施設にお問い合わせください。

保育園一覧

	園名	所在地	電話番号	定員	開園時間		一時預かり	特定	入園可能開始年齢
					月曜日～土曜日				
公立	後屋敷保育園	三ヶ所317-1	22-0651	90	7:30～19:00		○		満6か月～
	山梨保育園	落合43-1	22-2044	160	7:30～19:00		○		//
	八日市場保育園	小原東238-1	22-2330	70	7:30～19:00		○		//
	八幡保育園	北977	22-9138	90	7:30～19:00		○	○	//
	窪平保育園	牧丘町窪平527	35-3580	90	7:30～19:00		○		//
	岩手保育園	東1693	22-0872	40	休園中				
私立	光明保育園	上神内川945	23-1231	110	7:00～19:00 ※土曜日は7:30～18:30				満3か月程度
	加納岩保育園	下神内川522	22-2589	160	7:00～19:30 ※土曜日は8:00～18:30				満2か月～

※開園時間は、延長保育を含む開園時間です。

幼稚園

	園名	所在地	電話番号	定員	開園時間	入園可能開始年齢	担当課
					月～金		
公立	つつじ幼稚園	上神内川187-5	22-0244	105	8:30～17:00	満3歳～	学校教育課
私立	双葉幼稚園	小原西733-4	22-5657	75	8:30～17:30	満3歳～	こども・子育て課

※開園時間は、延長保育を含む開園時間です。

認定こども園

	園名	所在地	電話番号	区分	定員	開園時間		一時預かり	入園可能開始年齢
						月～金	土		
私立	くさかべ幼稚園	小原東356	22-9898	幼稚園部	25	9:00～15:00	—	○	満1歳～
				保育園部	40	7:40～18:40	8:00～12:00		
	風の子保育園	歌田27	23-7700	幼稚園部	20	9:00～16:00	—	○	満6か月～
				保育園部	80	7:15～18:45	7:30～16:30		
	日下部保育園	小原西389-7	22-1676	幼稚園部	15	9:00～16:00	8:00～17:00	○ (土曜日は預かり保育)	満1か月～
				保育園部	115	7:30～19:00	7:30～19:00		

※開園時間は、延長保育を含む開園時間です。



7.子どもを一時的に預かってほしいとき

山梨市ファミリー・サポート・センター

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

子育てを「手助けしてほしい人」と「手助けしたい人」が会員となり、地域で子育てを支える事業です。援助対象は、概ね生後3か月から小学校6年生までのお子さんです。

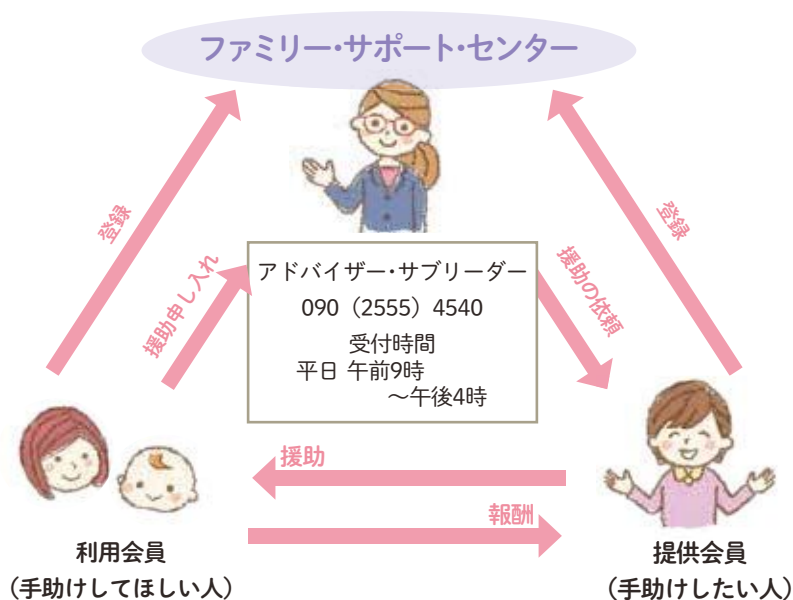
援助の利用には、援助活動時間に応じた利用料が必要です。

援助内容

- 保育施設などの開始前や終了後に子どもを預かる。
- 学校の放課後や学童クラブ終了後に子どもを預かる。
- 学校・保育施設・習い事の送迎。
- 通院、冠婚葬祭などの保護者の都合による、一時的な子どもの預かり。



ファミリー・サポート・センターの仕組み



手助けしてほしい人は【利用方法】

「利用会員」として市に登録をする。

(概ね生後3か月から小学校6年生までの子どもの保護者)

※登録時に親子の写真が必要です。(データ可)

- ① 利用を希望する援助内容をアドバイザーに伝える。
- ② アドバイザーが提供会員の中から援助可能な提供会員を探す。
- ③ アドバイザーと一緒に提供会員と事前打合せを行う。
- ④ 援助を受ける。
- ⑤ 援助終了後、提供会員に利用料などを支払う。



手助けしたい人は ※山梨市民に限ります。

「子どもが成長して、空いている時間を何か有効に使いたい。」

「子どもが好きだから、子育ての経験を生かして、子育てをしている人の援助をしたい。」

という人は、ぜひ、提供会員となるための講習の受講をお願いします。

- ① 提供会員となるための市が開催する「保育サポート講習」を受講する。
※開催時期は「広報やまなし」などでお知らせします。
- ② 「提供会員」として登録をする。
- ③ アドバイザーから援助活動の依頼をされる。
- ④ 利用会員、アドバイザーと援助活動内容の事前打合せを行う。
- ⑤ 援助活動を行う。
- ⑥ 援助活動後、活動報告書を作成し、利用料などを利用者から受け取る。
*利用会員で、提供会員としても活動可能な人は、両方会員として登録ができます。

利用料金

	市内	市外
	利用負担額	利用負担額
平日1時間	500	900
土・日・祝	600	1,000

※通常時間 午前9時～午後5時

※時間外 午前7時～午前9時、午後5時～午後9時の利用は、1時間あたり100円増し

※きょうだいで利用する場合は、子どもの人数によって金額が変わります。

※利用料金以外に、利用会員には交通費の実費負担をお願いします。

※提供会員には、1時間につき200円を市が提供会員に補助金として支払います。

一時預かり事業

担当:こども・子育て課 保育担当

保護者の就労、病気や冠婚葬祭、育児疲れなど、やむを得ない事情により、家庭での保育が緊急かつ一時的に困難な場合にお子さんを預かる事業です。

- 対象 山梨市に住民登録がある小学校就学前児童(生後6か月から)
※私立は、市外在住のお子さんもお預かりしています。

実施施設

	園名	所在地	電話番号	保育時間
公立	後屋敷保育園	三ヶ所317-1	22-0651	8:30～16:30
	山梨保育園	落合43-1	22-2044	
	八日市場保育園	小原東238-1	22-2330	
	八幡保育園	北977	22-9138	
	窪平保育園	牧丘町窪平527	35-3580	
私立	風の子保育園	歌田27	23-7700	9:00～16:30
	くさかべ幼稚園	小原東356	22-9898	9:00～14:30

保育料

区分	保育時間	保育料金
3歳児未満	1日	2,000円
	半日	1,000円
3歳児以上	1日	1,500円
	半日	700円

※年齢区分は、年度の初日における年齢を基準とする。

※保育時間にかかわらず、保育が午前から午後にまたがる時は1日料金とする。

- 申込方法 各園に受入れの可否を事前に確認し、直接、各園にて申込みをしてください。

特定保育

保護者の仕事の都合で週2日から3日、午前か午後に預かる制度です。
八幡保育園のみ実施しています。

山梨市子育て短期支援事業

ショートステイ・トワイライトステイ

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

保護者の病気、育児・介護疲れ、出産、事故、災害、冠婚葬祭や出張などで、一時的に養育困難となった児童の泊まり(ショートステイ)や夜間預かり(トワイライトステイ)を行います。

- 対象 18歳未満の児童
- 利用期間 ショートステイ 年間7日以内
トワイライトステイ 午後5時～午後9時まで(年間50回まで)
※お迎えが午後9時を過ぎる場合、宿泊分の追加料金がかかります。
- 利用料金 利用当日に直接施設にお支払いください。
利用料金と食事代がかかります。
※利用料についてはホームページをご確認ください。
- 利用方法 こども・子育て課に問い合わせください。
- 注意事項 集団生活となるため、お子さんの体調や心身の状況によっては、お預かりできない場合もあります。また、施設の状況によっては希望日の受け入れや送迎が困難な場合もあります。



病児・病後児保育

担当: こども・子育て課 保育担当

子育てと就労の両立支援の一環として、お子さんが病気の回復期に至っていない期間、または回復期にあたるため集団保育などが困難な期間に病院や保育所などの専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。

※ 利用には、市への事前登録が必要です。

登録申込みの際は、母子健康手帳・お子さんの医療保険の資格情報が分かるものをご持参ください。

● 実施施設 山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」
山梨市落合21

● 電話番号 0553-22-1773(直通)

● 対象児童 次のいずれにも該当する子ども

- ① 生後6か月から小学6年生までの子ども
- ② 県内在住者
- ③ 保護者の就労などで家庭での保育が困難な子ども
- ④ 病気が回復していない、または回復期にあり、病児・病後児保育が利用可能だと医師が認めた子ども

注: 風疹、麻疹の予防接種を標準期間に接種していないお子さんは、受け入れができない場合があります。

● 保育時間 月曜日～金曜日の午前8時15分～午後6時15分
ただし、祝日および年末年始(12月29日から1月3日)を除く

● 保育期間 連続7日まで

● 利用料金 市内に住んでいる人 …………… 日額1,000円
市外に住んでいる人 …………… 日額1,500円
生活保護世帯、住民税非課税世帯 …………… 無料

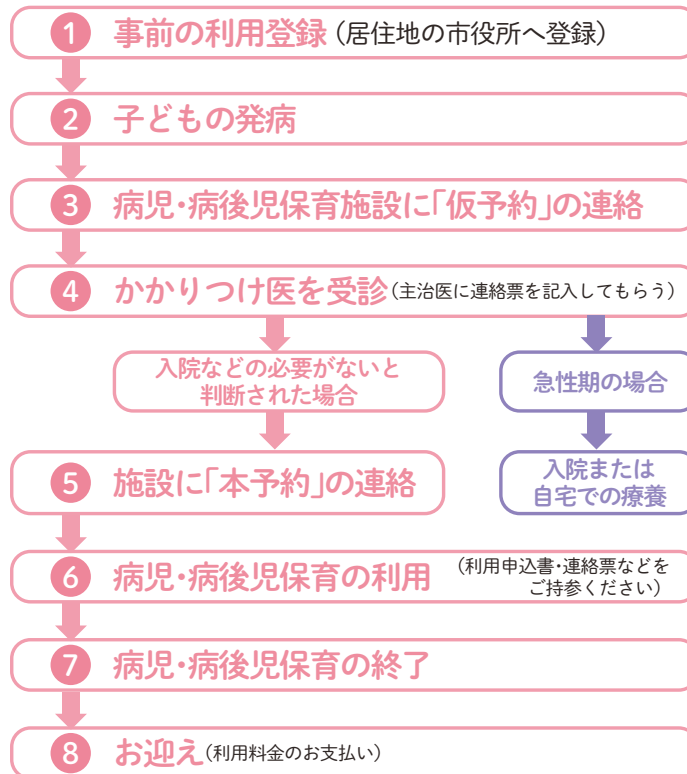


※昼食は、原則保育所のものを利用し、別途、実費相当額300円が必要です。

山梨県内の病児・病後児保育施設の広域利用もできます

市内の病児病後児保育施設「ひまわり」以外にも山梨県内の病児・病後児保育施設の利用が可能です。利用料などが異なりますので、利用する際は、各施設にご確認ください。

病児・病後児保育利用の流れ





8.小学生・中学生になるとき

担当:学校教育課 学校教育担当

★ 就学通知

- 新入学対象者の保護者あてに送ります。(1月下旬予定)
- 次の項目に該当する人は、学校教育課学校教育担当に連絡してください。
 - ①上記の通知書が届かない人
 - ②病気や障害などで、就学先を相談したい人
 - ③就学時健康診断を受けていない人
 - ④国立や私立の学校へ入学する人
 - ⑤転出・転居を予定している人

★ 通学区域の変更

- 特別な事情により指定校の変更を希望する場合は、所定の手続きが必要ですので、学校教育課学校教育担当に相談してください。

★ 給食費

小学校……月額6,320円

中学校……月額7,680円

1年分を10か月(4月から1月)で徴収します。

※1月分は精算金額になります。

口座振替日は毎月25日です。

Check

就学援助 ● 教育相談

経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費などの教育費の一部を援助します。

詳しくは学校教育課学校教育担当にお問い合わせください。

小学校・中学校

小学校一覧

校名	所在地	通学区域対象地区	電話番号
加納岩小学校	下神内川123-2	加納岩地区全域 (大字 大野・下神内川・上神内川・下石森・上石森)	22-0163
日下部小学校	小原東305	日下部地区全域 (大字小原西・小原東・七日市場・下井尻)	22-0149
後屋敷小学校	三ヶ所877	後屋敷地区全域 (大字鴨居寺・東後屋敷・三ヶ所・上之割)	22-0079
日川小学校	歌田140-1	日川地区全域 (大字一町田中・歌田・下栗原・上栗原・中村)	22-0742
山梨小学校	落合1-7	山梨地区全域 (大字万力・正徳寺・落合・上岩下・山根・矢坪)	22-2016
八幡小学校	北1900-1	八幡地区全域 (大字南・北・市川・江曾原・大工・堀内・水口・切差)	22-0117
岩手小学校	東1737-1	岩手地区全域(大字 東・西)	22-1009
笛川小学校	牧丘町窪平1200	牧丘・三富地区全域	35-2015

中学校一覧

校名	所在地	通学区域対象地区	電話番号
山梨南中学校	下石森376	加納岩小学校区、日川小学校区、山梨小学校区	22-0173
山梨北中学校	小原東359-1	日下部小学校区、後屋敷小学校区、八幡小学校区、岩手小学校区	22-0200
笛川中学校	牧丘町窪平1100	笛川小学校区	35-2204

学童クラブ

担当:こども・子育て課 保育担当

放課後や休校日などに、保護者が家庭で養育を行うことができない児童の健全育成のための「放課後の生活の場」です。

小学校周辺の児童センター・公民館および学校の余裕教室などを利用し、年間を通じて専用施設(室)と専任指導員を配置し、保育を実施しています。

- **対象児童** 次のような保護者の事情によって保育が困難な小学1～6年生までの児童
 - ・保護者が就労、就学などしている
 - ・保護者が疾病または、心身の障害がある
 - ・保護者が親族の介護などしている
- **利用時間** 月～金曜日 …………… 午後2時～午後6時
 土曜日 …………… 午前8時～午後6時
 (※土曜日の実施場所:加納岩・日下部第一・日下部第二・山梨/申込者のみ)
 春・夏・冬休み、休校日 … 午前8時～午後6時
 ※保護者の就労条件などにより、午後6時30分まで延長保育を実施しています。希望する場合は事前に申し込みが必要です。
- **利用料金** 月～金曜日の利用 …… 月額3,000円
 月～土曜日の利用 …… 月額4,000円
 8月の利用…月額8,000円(土曜日利用の有無にかかわらず)

学童クラブ名	所在地	電話番号	定員
加納岩学童クラブ	下神内川182(加納岩児童センター内)	23-2429	50人
おおとり学童クラブ	下神内川123-2(加納岩小学校内)	23-5668	40人
日下部第一学童クラブ	小原東717(日下部児童センター内)	23-0383	50人
日下部第二学童クラブ			30人
山梨学童クラブ	正徳寺1273-1(山梨児童センター内)	23-5661	60人
八幡学童クラブ	北1900-1(八幡小学校内)	22-1114	40人
日川学童クラブ	歌田140-1(日川小学校敷地内)	23-5662	50人
後屋敷学童クラブ	三ヶ所877(後屋敷小学校内)	23-5663	50人
岩手学童クラブ	東1734-1(岩手公民館内)	23-5664	40人
笛川学童クラブ	牧丘町窪平1212番地1(笛川小学校東側)	35-5161	40人

子どもの学習・生活支援事業

担当:福祉課 社会福祉担当

山梨市生活相談支援センターでは、生活困窮家庭の子どもへの学習や生活習慣を支援するため、学校や家庭ではない第3の居場所づくりとしてNPO法人などの事業者に委託し学習会や運動遊び、食事作りなどを開催しています。

- **開催日** 水曜日・金曜日
- **時間** 午後7時～
- **問い合わせ** 山梨市役所 福祉課内 山梨市生活相談支援センター
0553-22-1111(内線1130・1134)

※開催場所や時間の詳細についてはお問い合わせください。





9.障害を持つお子さんへの支援

担当:福祉課 障害福祉担当

障害者手帳・各種手当・助成

◆ 障害者手帳・・・様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

手帳の種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象者	身体障害のある方	知的障害のある方	精神障害のある方
等級	1～6級	A、B	1～3級

※申請には印鑑・写真・医師の診断書などが必要です。

◆ 手当・・・子どもの障害の状態に応じて、保護者や子どもに支給されるものです。

手当の種類	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
対象者	①身体障害者手帳1級・2級および3級の一部、療育手帳A、同程度の障害がある児童 ②身体障害者手帳3級および4級の一部、療育手帳B、同程度の障害がある児童	身体障害者手帳1級程度、療育手帳A-2a程度、同程度の精神障害のある方
支給月額	①56,800円、②37,830円(年3回支給)	16,100円(年4回支給)

※令和7年度支給月額(支給額は消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。)

※世帯の所得状況に応じて、支給制限があります。

◆ 重度心身障害者医療費助成・・・

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方、特別児童扶養手当対象児
-----	---

※上記以外にも、子どもの障害や疾患の状態に応じて、医療費を公費で助成する制度があります。

※世帯の所得状況に応じて、支給制限があります。

◆ 補装具費の支給、日常生活用具の給付・・・該当する方に日常生活に必要な補装具や用具などの購入、修理の一部を公費で負担します。必ず、購入・修理の前にご相談ください。

障害福祉サービス

◆ 障害児通所支援

児童発達支援	主に就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童を対象に、障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練など)や訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法の指導など)を行います。
放課後等デイサービス	授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など本人の障害特性に応じ、必要な支援を行います。

※利用料金は、原則費用の1割が自己負担ですが、保護者の所得に応じ上限額が設定され負担が重くなりすぎないようにしています。

※上記サービスの他に、居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所などのサービスもあります。

サービスを利用するためには

サービスを利用するためには、いずれも申請と支給決定が必要です。利用を希望する場合は、事前に福祉課障害福祉担当にお問い合わせください。

※申請する前に事業所の見学をお願いします。

手帳を持っていなくてもサービスを受けられるの？

手帳をお持ちでない場合は、医師の診断書など療育の必要性が判断できるものが必要となります。

社会参加支援

日中一時支援	家族の就労・社会的理由による保護者の不在・休息などのために、障害のある児童を日中に一時的に支援します。(各事業所での預かりサービス)
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。(外出付き添いなど)



福祉(障がい者)





10.ひとり親家庭への支援

担当:こども・子育て課 子育て推進担当

児童扶養手当

ひとり親家庭、父(母)親が重い障害状態にある児童の母(父)または母(父)親に代わってその児童を養育している人に、家庭生活の安定と自立の促進のために手当を支給する制度です。児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、障害児の場合は20歳未満)の養育者に支給されます。ただし、所得制限があり、申請者本人と扶養義務者(請求者本人からみた3親等内の直系親族などで、同番地で生計を同じくする)の所得が一定以上の場合には手当の一部または全部が支給されません。公的年金などを受給できる場合にも支給制限があります。

手当を受給するには申請手続が必要です。

申請時には面談(1時間程度)があります。事前に面談の予約をしてください。

また、対象者は毎年8月に現況届の提出が必要です。

ひとり親家庭医療費助成制度

所得税非課税世帯のひとり親家庭の母(父)と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)および父母のいない児童を対象に、保険診療による医療費の自己負担分および高校3年生までの子どもの入院時の食事負担分を助成する制度です。

県内の医療機関において「マイナ保険証」もしくは医療保険の「資格確認書」と一緒に提示することにより、保険診療の範囲に限ってその費用額の一部の助成を受けることができる「ひとり親家庭医療費受給資格者証」を交付します。

助成を受けるためには申請が必要です。また、毎年8月に更新の手続きが必要です。
※県外の医療機関に支払った保険診療の自己負担分などの助成を受けるには、領収書などを添えて申請手続きをしてください。

母子家庭等自立支援給付金

ひとり親家庭の親が経済的自立のために、看護師などの資格取得の学校に行ったり、知識・技能習得の講座を受講したりすることに対して、生活費や受講料の一部を給付します。

- 対象者 児童扶養手当受給水準などのひとり親家庭の親
- 事前相談 給付を受けるには、事前に市に相談が必要です。
必ず、受講の申し込みをする前にこども・子育て課へお問い合わせください。

高等職業訓練 促進給付金

看護師などの資格取得のため、6か月以上養成機関などで修業をした時の生活費を給付します(上限あり)。

自立支援 教育訓練給付金

知識・技能の習得のための、雇用保険制度の教育訓練給付指定講座などの受講料の一部を給付します。

母子・父子・寡婦福祉資金の利子償還金補助

市内に居住し規定の母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している場合に、利子分を全額補助する制度です。

母子・父子・寡婦福祉資金とは

ひとり親家庭の経済的自立の支援や子どもの福祉を図るために、就労や児童の就学のために必要な資金など(12種類の資金)の貸付けを県から受けられる制度です。



11. 家庭内の暴力について

DV(ドメスティックバイオレンス)について

担当:福祉課 社会福祉担当

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のことをいいます。

殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけではなく、大声で怒鳴ったり、脅したりする「精神的暴力」や生活費を渡さない、外出を禁じる、性行為を強要することも含まれます。

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、あなたの生命を危険にさらすだけでなく、子どもにまで深刻な影響を与えます。我慢したりせず、まずは電話でご相談ください。

● 相談窓口

【配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)】 甲府市北新1-2-12福祉プラザ2階

受付曜日 月～金
相談受付時間 電話:午前9時～午後8時 面接:午前9時～午後5時(要予約)
電話番号 055-254-8635(相談専用)
SNS相談 女性の相談ルームかもしか <https://kamoshika.sodan.chat/>

【男女共同参画推進センターぴゅあ総合】 甲府市朝気1-2-2

女性相談		男性相談	
受付曜日	毎日(第2、第4月曜日を除く)	受付曜日	第1日曜日
相談受付時間	電話:午前9時～午後5時 面接:午前9時～午後4時	相談受付時間	電話:午後1時～午後5時
電話番号	055-237-7830(相談専用)	電話番号	055-225-3067(相談専用)

【人権相談】

○女性の人権ホットライン

受付曜日 月～金 相談受付時間 午前8時30分～午後5時15分
電話番号 0570-070-810

○窓口相談 甲府地方方法務局 甲府市丸の内1-1-18(甲府合同庁舎)

受付曜日 月～金 相談受付時間 午前9時～午後4時
電話番号 055-252-7239(人権擁護課)

○法務省インターネット人権相談

(相談フォームから入力) <https://www.jinken.go.jp/>

子どもを虐待から守ろう

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

虐待は、健やかな発育・発達を損ない、子どもの心身に深刻な影響を及ぼします。虐待は、身体的暴力だけではなく、放任や無視など子どもの安全・安心を脅かし、健全な発達や人権を傷つけるものも含まれます。子どもや親のサインを見逃さず、地域で児童虐待を防止しましょう。

また、子育てでイライラしている、子どもを虐待しそう、そんな時は、こども・子育て課や児童相談所などに相談してください。

児童相談所
全国共通ダイヤル

いち はや く
☎ 189

子どもへの虐待ってどんなこと?

身体的虐待

殴る、蹴るなどの暴力や、冬の戸外に長時間締め出すなど、子どもの身体や健康を損ねたり、またその恐れのある暴力を加えたりすること。

性的虐待

性的ないたずらや、性器や性交を見せること。ポルノグラフィの被写体とするなど、子どもにわいせつな行為をしたり、見せたり、させたりすること。

ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

子どもに必要な世話をしない、乳幼児を家や車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど、子どもの心身の正常な発達に必要な養育を行わないこと。

心理的虐待

無視や否定的な態度、言葉による脅しや罵声、兄弟姉妹間での差別、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスを行うことなど、子どもの心を傷つけること。

子どもを虐待から守るための5か条

1. 「おかしい」と感じたら、迷わず連絡を 通告は義務であり、権利です。
2. 「しつけのつもり…」は、いい訳 子どもの立場で判断しましょう。
3. ひとりで抱え込まない あなたにできることから即実行しましょう。
4. 親の立場より子どもの立場 子どもの命が最優先です。
5. 虐待はあなたのまわりでも起こりうる 特別なところで起こることではありません。



12. 妊活応援事業

担当課: こども・子育て課 こども・子育て支援担当

市では、妊娠を望み不妊治療などを行っているご夫婦に、その治療費の一部を助成しています。申請をする場合は事前にこども・子育て課まで電話連絡をお願いします。詳しくはホームページをご確認ください。

助成対象者

- 夫婦の双方が1年以上継続して山梨市に住所があること
- 法律上の婚姻または事実上婚姻関係にあること
- ご夫婦ともに健康保険に加入していること
- 医療機関で不妊治療、不育症治療、不妊症検査、不育症検査を行っていること

申請期限

- 治療や検査が行われた日の属する年度の翌年度末まで

助成内容

内容	助成限度額(年額)
不妊治療	50万円
不育症治療	15万円
不妊症・不育症検査	5万円

- 助成限度額は夫婦合算の金額です。
- 助成回数の制限はありません。
- 高額療養費の対象となる場合があります。申請の前にご加入の健康保険の保険者にお問い合わせください。



妊活応援事業



～山梨労働局雇用環境・均等室よりお知らせ～

働く女性・男性のための 妊娠・出産・育児に関する制度

事業主に申し出ることによって、妊娠、出産・育児についての支援制度が受けられます。詳しくは、勤務先や加入している健康保険組合へお問い合わせください。

母体の健康管理

- 妊産婦(妊娠中および出産後1年を経過しない女性)は、保健指導または健康検査を受けるために必要な時間を確保することができます。
- 妊産婦が医師などに指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるよう、事業主は、勤務時間の変更、妊娠中の通勤緩和、勤務の軽減や休憩、つわりや切迫流・早産などの症状などに対応する措置を講じなければなりません。

※主治医などから指導があった場合は、指導事項を的確に伝えるため「**母性健康管理指導事項連絡カード**」を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

産前・産後休業

- 妊産婦は、時間外労働、休日労働、深夜業、重量物を取り扱う一定の有害な業務への就業が制限されています。

育児休業

- 原則として子が1歳になるまで、男女を問わず取得することができます。

<お問い合わせ先>

厚生労働省 山梨労働局雇用環境・均等室

〒400-8577 甲府市丸の内1丁目1-11 TEL 055-225-2851

スマホ・パソコンから検索

山梨労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku>

または



山梨労働局は働きながらお母さん・お父さんになるあなたを応援します!



13. 災害に備えましょう

子どもがいる家庭の防災

近年、深刻な被害をもたらす地震や台風などの自然災害が増えてきています。災害は、いつ起こるか分かりません。いざという時には慌てて何もできないことも…。お子さんが一緒なら、なおさらです。「うちは、大丈夫」と過信せず、お子さんの大切な命を守るために、万一の事態に備え日頃から家族みんなで防災対策をしましょう。

1 身の回りの点検や防災訓練に参加しましょう

POINT 1 家具の配置に注意

- ・避難経路を塞がない場所に置く
- ・「寝る」「座る」場所には背の高い家具を置かない
- ・やむを得ないときは、倒れる方向に注意して置く

POINT 2 家具の転倒防止

- ・L字金具やプレートを用いネジで壁下地柱や間柱に家具を固定
- ・ポール式や専用の固定具を使う
- ・粘着マット式・ストッパー式を使う

POINT 3 ガラスの飛散防止

- ・窓ガラスや家具の扉のガラス部分にガラス飛散防止フィルムを貼る

POINT 4 「我が家の安全地帯」の確認

- ・極力、物を置かない場所を作り、地震速報が鳴ったらそこで身の安全を確保

POINT 5 災害のときの身の守り方を確認

- ・履きやすい運動靴に市販の踏み抜き防止用の中敷を入れ、寝室に常備
- ・ハザードマップで自宅や勤務先から近い避難所を確認
- ・災害別に避難ルートを複数考え、家族で散歩しながら危険箇所を確認

POINT 6 安否確認の方法を話し合う

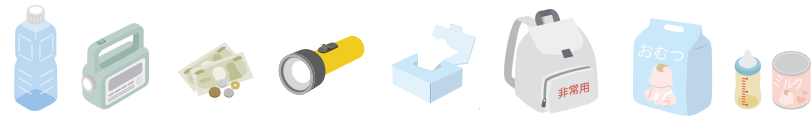
- ・家族と安否確認の方法を複数共有しよう。また、発災時に連絡が取れないことも考え、災害別の集合場所も決めよう。園や学校の先生と、子どもの送迎について話し合うことも大切

POINT 7 防災訓練への参加

- ・地域の防災訓練に参加し、小さな子どもがいる家庭であることを地域の人に知ってもらいましょう

POINT 8 避難行動要支援者台帳の利用

- ・高齢者、障害者、難病の方、妊婦、乳幼児がいるなど、避難時に助けが必要な人をあらかじめ市に登録しておく制度があります。※自己申告制。詳しくは、防災危機管理課に相談を。



2 非常用持ち出し品を備えておきましょう

非常持ち出し袋 (避難の際に持ち出すもの)

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 水 | <input type="checkbox"/> 軍手 |
| <input type="checkbox"/> 食品
<small>(レトルト食品・ビスケット・チョコなど:最低3日分の用意!)</small> | <input type="checkbox"/> 洗面用具 |
| <input type="checkbox"/> 防災用ヘルメット・防災ずきん | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉 |
| <input type="checkbox"/> 衣類・下着 | <input type="checkbox"/> タオル |
| <input type="checkbox"/> レインウェア | <input type="checkbox"/> ペン・ノート |
| <input type="checkbox"/> ひもの無いズック靴(上履き) | 【感染症対策にも有効です】 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> マスク |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコール |
| <input type="checkbox"/> 予備電池・携帯充電器 | <input type="checkbox"/> 石けん・ハンドソープ |
| <input type="checkbox"/> マッチ・ライター・ろうそく | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ |
| <input type="checkbox"/> 救急用品(絆創膏、包帯、消毒薬、常備薬など) | <input type="checkbox"/> 体温計 |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | 【一緒に持ち出そう】 |
| <input type="checkbox"/> ブランケット | <input type="checkbox"/> 貴重品
<small>(通帳・現金・パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど)</small> |

乳幼児用の備え

- | | | |
|--|-----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ミルク | <input type="checkbox"/> 紙おむつ | <input type="checkbox"/> バスタオル |
| <input type="checkbox"/> ミネラルウォーター(軟水) | <input type="checkbox"/> お尻ふき | <input type="checkbox"/> 子どもの靴 |
| <input type="checkbox"/> 哺乳瓶・マグ | <input type="checkbox"/> 携帯用お尻洗浄機 | <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 |
| <input type="checkbox"/> 離乳食 | <input type="checkbox"/> ネックライト | |
| <input type="checkbox"/> 携帯カトラリー | <input type="checkbox"/> 抱っこひも | |

お母さんの備え

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 生理用品 | <input type="checkbox"/> サニタリーショーツ | <input type="checkbox"/> 防犯ブザー /ホイッスル |
| <input type="checkbox"/> おりものシート | <input type="checkbox"/> 中身の見えないごみ袋 | |

備蓄品(家に備えておくもの)

- 食料や水(最低3日分!できれば1週間分)×家族分
保存期間の長いものを多めに買って置き、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能!
- 生活用品
ティッシュペーパー、トイレトペーパー、ラップ、ゴミ袋、ポリタンク、携帯用トイレなど

他にも、家庭に必要なものを家族で話し合い、日頃から備えておきましょう。



14.相談先

子育て相談総合窓口「かるがも」(山梨県)

山梨県では、子育てに関する様々な不安や悩みなどについての相談に対応する、総合窓口を設置しています。

相談員が面接・電話相談に親切に対応しますので、お気軽に相談ください。



子育てを1人で悩まないで

- 子育てに関する不安や悩みの相談に対応
- 面接相談・カウンセリング要予約



- 電話番号 **055-228-4152**
- 場 所 県立男女共同参画推進センター(びゅあ総合) 1階
- 受付時間 月～金 午前9時～午後4時30分
土・日・祝日 午前9時～午後3時30分
- 休業日 第2・第4月曜日と年末年始(12月29日～1月3日)
- 相談員 幼稚園教諭・保育士・保健師・看護師などの経験者が相談に応じます。
- その他 月2回、臨床心理士によるカウンセリング(要予約)

産前産後電話相談

妊娠中の不安や産後の体調のこと、子育てに関する様々なことを助産師に相談ができます。

- 電話番号 **055-269-8110**
- 場 所 健康科学大学 産前産後ケアセンター
笛吹市石和町窪中島587-112
- 相談時間 24時間 365日

＼ 子育ての情報が知りたい ／

やまなし子育てネット

「やまなし子育てネット」は子育てに関わるお母さん、お父さんなどご家族の方に向けて、お役立ち情報を発信している子育てサイトです。また、山梨県では多くの団体(NPOなど)が子育て支援のための活動をしており、その活動内容や開催しているイベント情報なども随時更新しています。その他、やまなし子育て応援カードの新規協賛店舗や協賛店舗からのお知らせなど、最新情報を掲載しています。やまなし子育てネットをみなさまの子育てにご活用ください。

- URL <https://www.yamanashi-kosodate.net/>
- 問合せ先 県子育て支援局 子育て政策課 子育て支援担当
TEL 055-223-1456 FAX 055-223-1475



やまなし子育てネット 検索





15. 緊急連絡先

小児救急電話相談

担当: こども・子育て課
こども・子育て支援担当

小児救急電話相談ダイヤル # 8000
ダイヤル回線からは 055-226-3369

休日や夜間に子どもが急に発熱したり、体に異変が起き、翌日以降の通常の診療時間まで待てない場合、また、保護者が子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診察を受けたほうがいいのかなどの不安を解消するため、急病に関する電話相談を行っていますので、ご利用ください。



- 利用時間 平日:午後7時～翌朝7時
土曜日:午後3時～翌朝7時
休日:午前9時～翌朝7時
- 電話番号 携帯電話(プッシュ回線)からは、局番なしの#8000(短縮ダイヤル)
ダイヤル回線からは、055-226-3369まで
- 対応者 小児医療に精通した看護師
- 相談内容 子どもの急な病気に関する相談(発熱、下痢、嘔吐、ひきつけなど)

小児初期救急医療センター

甲府市幸町14-6
甲府市地域医療センター内

医療関係者などの協力のもと、県と市町村が共同して県内の小児患者を対象に、甲府市に「小児初期救急医療センター」を設置し、小児救急医療に対応しています。

- 診療時間 夜間(毎日):午後7時～翌朝7時
土曜日:午後3時～翌朝7時
休日:午前9時～翌朝7時【日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)】
- 電話番号 055-226-3399



※予約の必要はありませんが、あらかじめ電話で受診の状況などを確認してからでかけるようにしましょう。
※頭部打撲、やけど、ケガ、骨折などの外科的疾患については対応できません。
※異物の飲み込みについても対応できない場合がありますので、あらかじめ電話で確認してください。
※翌日以降ならず通常の診療時間内にかかりつけ医の診療を受けましょう。

病院や診療所などを
調べたい場合

やまなし医療ネット

やまなし医療ネットは、病院や診療所、助産所、薬局に関する様々な情報をホームページ上で県民のみみなさまに提供するシステムです。



やまなし医療ネット

検索

- 問い合わせ先 医療機関 県福祉保険部医務課医療指導・県立病院担当
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1482
- 薬局 県福祉保険部衛生薬務課薬務担当
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1491



16. 市内子育て便利マップ

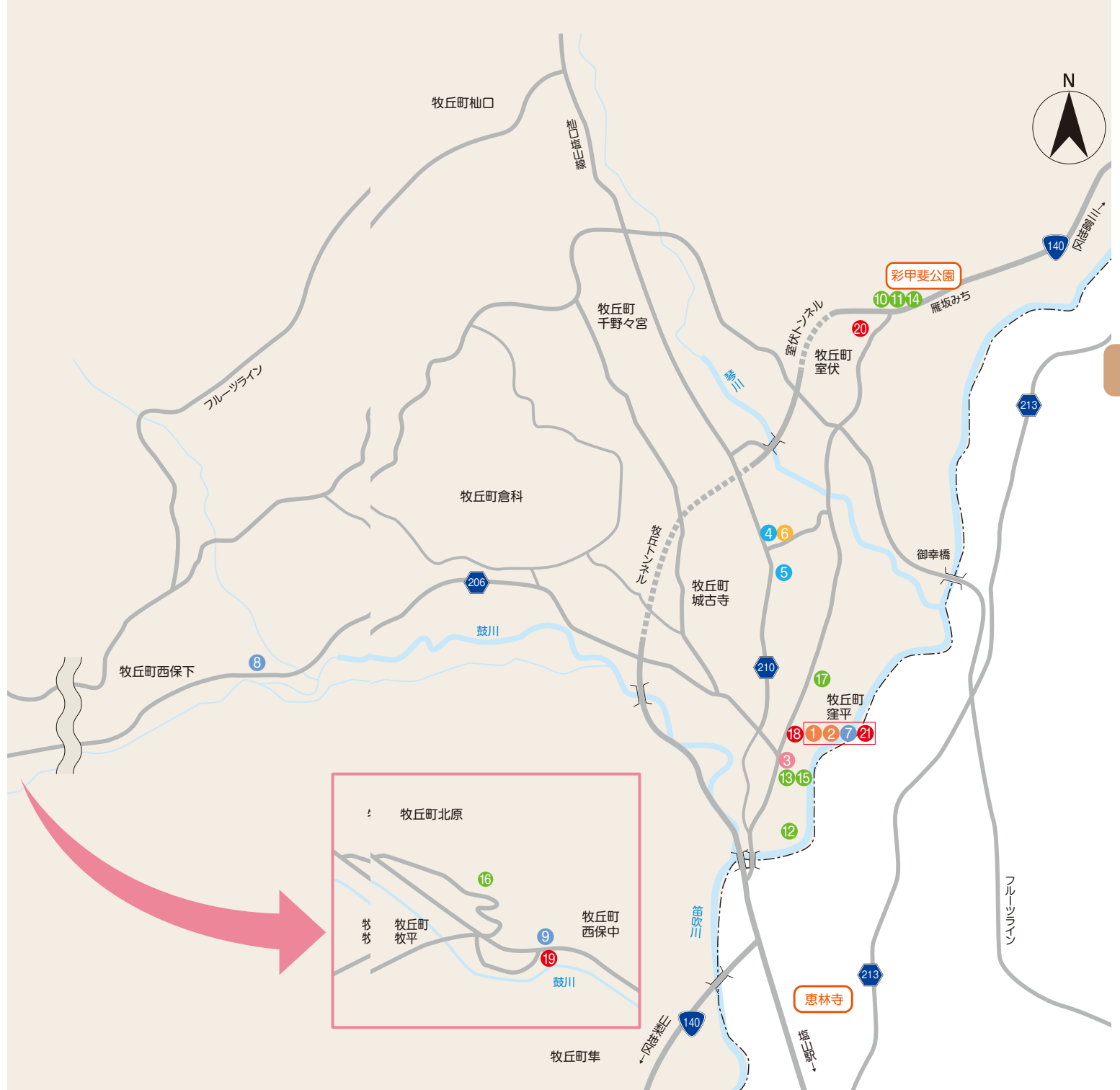
山梨地域

- ① 山梨市役所
- ② 山梨市保健センター
- ③ つどいの広場「たち山梨」
- ④ 後屋敷保育園
- ⑤ 岩手保育園
- ⑥ 山梨保育園
- ⑦ 八日市場保育園
- ⑧ 八幡保育園
- ⑨ 日下部保育園
- ⑩ 光明保育園
- ⑪ 加納岩保育園
- ⑫ 風の子保育園
- ⑬ 病児・病後児保育所「ひまわり」
- ⑭ 児童発達支援センター「ひまわり」
- ⑮ つつじ幼稚園
- ⑯ 双葉幼稚園
- ⑰ くさかべ幼稚園
- ⑱ 加納岩小学校
- ⑲ 日下部小学校
- ⑳ 後屋敷小学校
- ㉑ 日川小学校
- ㉒ 山梨小学校
- ㉓ 八幡小学校
- ㉔ 岩手小学校
- ㉕ 山梨北中学校
- ㉖ 山梨南中学校
- ㉗ 県立ろう学校
- ㉘ 加納岩児童センター
- ㉙ 日下部児童センター
- ㉚ 山梨児童センター
- ㉛ 加納岩学童クラブ
- ㉜ おおとり学童クラブ
- ㉝ 日下部第一学童クラブ
- ㉞ 日下部第二学童クラブ
- ㉟ 山梨学童クラブ
- ㊱ 八幡学童クラブ
- ㊲ 日川学童クラブ
- ㊳ 後屋敷学童クラブ
- ㊴ 岩手学童クラブ
- ㊵ 市立図書館
- ㊶ 加納岩公民館
- ㊷ 日下部公民館
- ㊸ 後屋敷公民館
- ㊹ 日川公民館
- ㊺ 山梨公民館
- ㊻ 八幡公民館
- ㊼ 岩手公民館
- ㊽ 市民総合体育館
- ㊾ 山梨市屋内温水プール
- ㊿ 街の駅やまなし(山梨地域交流センター)
- 1 根津記念館
- 2 市民会館
- 3 夢わーく山梨(働く婦人の家・勤労福祉センター)
- 4 笛吹川フルーツ公園
- 5 フルーツセンター
- 6 万力公園管理事務所
- 7 万力公園ふれあい動物広場
- 8 日下部警察署
- 9 山梨消防署
- 10 山梨市社会福祉協議会
- 11 市立産婦人科医院



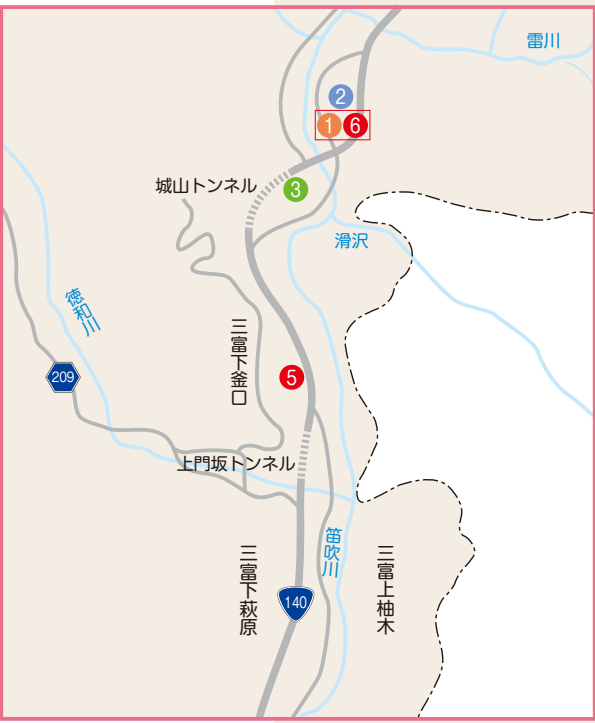
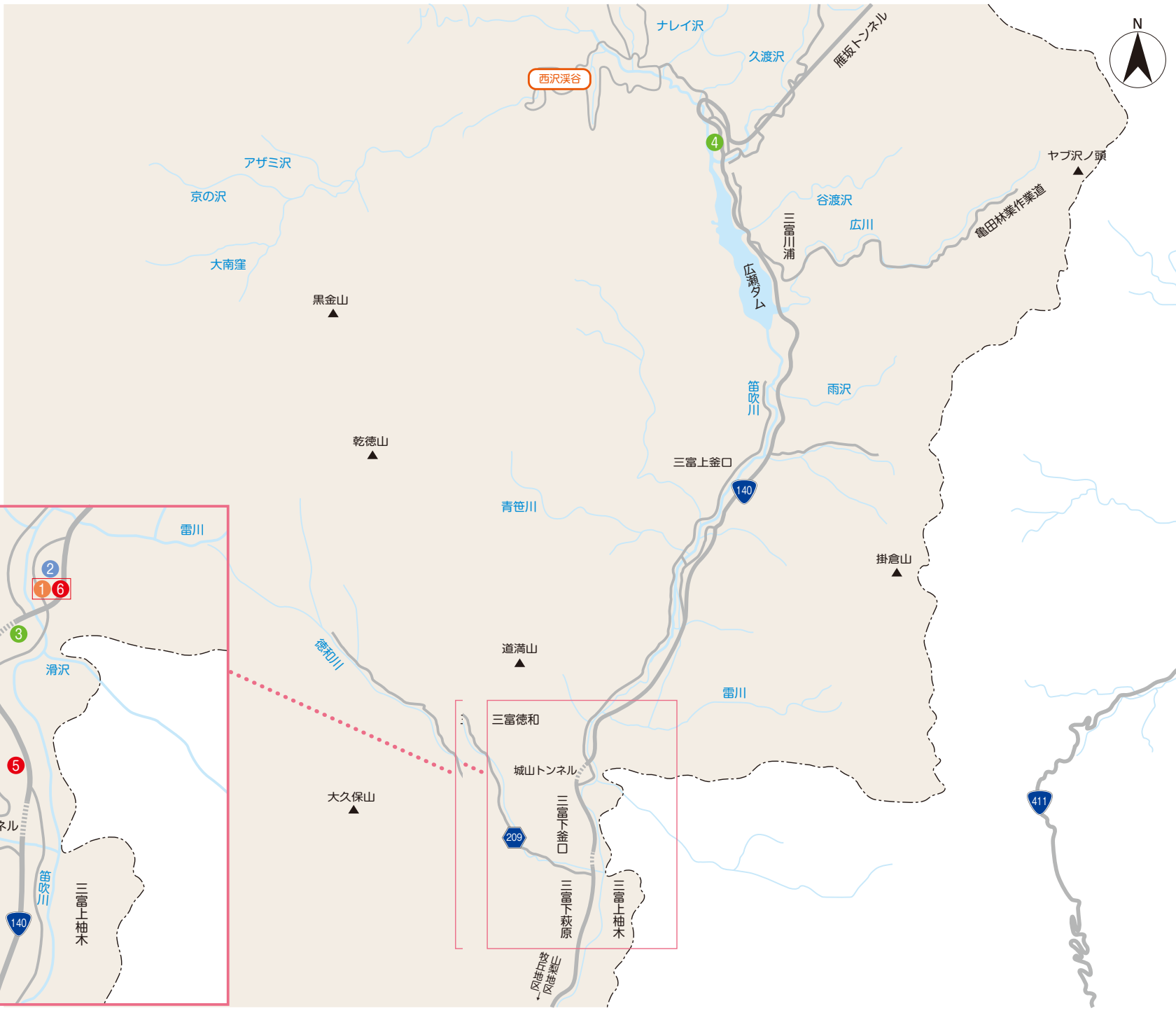
牧丘地域

- ① 山梨市役所 牧丘支所
- ② つどいの広場「たっち牧丘」
- ③ 窪平保育園
- ④ 笛川小学校
- ⑤ 笛川中学校
- ⑥ 笛川学童クラブ
- ⑦ 諏訪公民館(牧丘町総合会館)
- ⑧ 中牧公民館(多目的集会施設)
- ⑨ 西保公民館(多目的集会施設)
- ⑩ 道の駅まきおか
- ⑪ 彩甲斐公園
- ⑫ 牧丘B&G海洋センター
- ⑬ 花かげホール
- ⑭ 牧丘郷土文化館(旧室伏学校)
- ⑮ 花かげの湯
- ⑯ 鼓川温泉
- ⑰ 市立牧丘病院
- ⑱ 牧丘警察官駐在所
- ⑲ 牧平警察駐在所
- ⑳ 山梨消防署牧丘分署
- ㉑ 山梨市社会福祉協議会 牧丘支所



三富地域

- ① 山梨市役所 三富支所
- ② 三富公民館(基幹集落センター)
- ③ みとみ笛吹の湯
- ④ 道の駅みとみ
- ⑤ 三富警察官駐在所
- ⑥ 山梨市社会福祉協議会三富支所



山梨地域

庁舎		
1	山梨市役所	小原西843 22-1111
2	山梨市保健センター	小原西843 22-1111
3	つどいの広場「たち山梨」	小原西843 23-1801

保育園・幼稚園など		
4	後屋敷保育園	三ヶ所317-1 22-0651
5	岩手保育園	東1693 22-0872
6	山梨保育園	落合43-1 22-2044
7	八日市場保育園	小原東238-1 22-2330
8	八幡保育園	北977 22-9138
9	日下部保育園	小原西389-7 22-1676
10	光明保育園	上神内川945 23-1231
11	加納岩保育園	下神内川522 22-2589
12	風の子保育園	歌田27 23-7700
13	病児・病後児保育所「ひまわり」	落合21 22-1773
14	児童発達支援センター「ひまわり」	東後屋敷635-1 21-8300
15	つつじ幼稚園	上神内川187-5 22-0244
16	双葉幼稚園	小原西733-4 22-5657
17	くさかべ幼稚園	小原東356 22-9898

学校		
18	加納岩小学校	下神内川123-2 22-0163
19	日下部小学校	小原東305 22-0149
20	後屋敷小学校	三ヶ所877 22-0079
21	日川小学校	歌田140-1 22-0742
22	山梨小学校	落合1-7 22-2016
23	八幡小学校	北1900-1 22-0117
24	岩手小学校	東1737-1 22-1009
25	山梨北中学校	小原東359-1 22-0200
26	山梨南中学校	下石森376 22-0173
27	県立ろう学校	大野1009 22-1378

児童センター・学童クラブ		
28	加納岩児童センター	下神内川182 23-2429
29	日下部児童センター	小原東717 23-0383
30	山梨児童センター	正徳寺1273-1 23-5661
31	加納岩学童クラブ	下神内川182 23-2429
32	おおとり学童クラブ	下神内川123-2 23-5668

児童センター・学童クラブ		
33	日下部第一学童クラブ	小原東717 23-0383
34	日下部第二学童クラブ	小原東717 23-0383
35	山梨学童クラブ	正徳寺1273-1 23-5661
36	八幡学童クラブ	北1900-1 22-1114
37	日川学童クラブ	歌田140-1 23-5662
38	後屋敷学童クラブ	三ヶ所877 23-5663
39	岩手学童クラブ	東1734-1 23-5664

図書館		
40	市立図書館	万力1830 22-9600

公民館		
41	加納岩公民館	上神内川387-1 23-2871
42	日下部公民館	小原東577 23-2872
43	後屋敷公民館	三ヶ所870-1 23-2873
44	日川公民館	歌田596 23-2874
45	山梨公民館	落合1-7 23-2875
46	八幡公民館	市川1220-1 23-2876
47	岩手公民館	東1734-1 23-2877

その他市営施設		
48	市民総合体育館	上石森701 22-5600
49	山梨市屋内温水プール	上石森665-2 23-5211
50	街の駅やまなし(山梨市地域交流センター)	上神内川1711 20-7010
51	根津記念館	正徳寺296 21-8250
52	市民会館	万力1830 22-9611
53	夢わーく山梨(働く婦人の家・勤労者福祉センター)	上神内川1348 22-3111

公園		
54	笛吹川フルーツ公園	江曾原1488 23-4101
55	フルーツセンター	江曾原1411 23-5111
56	万力公園管理事務所	万力1828 23-1560
57	万力公園ふれあい動物広場	万力1828 22-2644

その他		
58	日下部警察署	北261 22-0110
59	山梨消防署	小原西100-1 22-0119
60	山梨市社会福祉協議会	小原西843-4 22-8755
61	市立産婦人科医院	上神内川712 20-1230

牧丘地域

庁舎		
1	山梨市役所 牧丘支所	牧丘町窪平350 35-3111
2	つどいの広場「たち牧丘」	牧丘町窪平350 090-7761-1428

保育園・幼稚園		
3	窪平保育園	牧丘町窪平527 35-3580

学校		
4	笛川小学校	牧丘町窪平1200 35-2015
5	笛川中学校	牧丘町窪平1100 35-2204

学童クラブ		
6	笛川学童クラブ	牧丘町窪平1212-1 35-5161

公民館		
7	諏訪公民館(牧丘町総合会館)	牧丘町窪平350 35-3612
8	中牧公民館(多目的集会施設)	牧丘町西保下2252-1 35-3716
9	西保公民館(多目的集会施設)	牧丘町牧平36-1 35-2202

その他市営施設		
10	道の駅まきおか	牧丘町室伏2120 35-4780
11	彩甲斐公園	牧丘町室伏2120 35-4780
12	牧丘B&G海洋センター	牧丘町窪平442-1 35-4411
13	花かげホール	牧丘町窪平453-1 35-4888
14	牧丘郷土文化館(旧室伏学校)	牧丘町室伏2120 22-1111
15	花かげの湯	牧丘町窪平453-1 35-4126
16	鼓川温泉	牧丘町牧平262 35-4611
17	市立牧丘病院	牧丘町窪平302-2 35-2025

その他		
18	牧丘警察官駐在所	牧丘町窪平267-3 35-2110
19	牧平警察官駐在所	牧丘町牧平460-1 35-2328
20	山梨消防署牧丘分署	牧丘町室伏37-1 35-3119
21	山梨市社会福祉協議会 牧丘支所	牧丘町窪平350 35-4801

三富地域

庁舎		
1	山梨市役所 三富支所	三富川浦262 39-2121

公民館		
2	三富公民館(基幹集落センター)	三富川浦262 39-2131

その他市営施設		
3	みとみ笛吹の湯	三富下釜口447 39-2610
4	道の駅みとみ	三富川浦1822-20 39-2580

その他		
5	三富警察官駐在所	三富下釜口258-1 39-2039
6	山梨市社会福祉協議会 三富支所	三富川浦262 39-2294



17. 親子でお出かけしよう

【市内の公共施設】

○笛吹川フルーツ公園	住 所:江曾原1488 電 話:23-4101
○万力公園	住 所:万力1828 電 話:23-1560 定休日:月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始 ※動物広場などの施設のみ
○彩甲斐公園	住 所:牧丘町室伏2120 電 話:35-4780 定休日:水曜日 ※隣接する道の駅花かげの郷まきおか
○市立図書館	住 所:万力1830 電 話:22-9600 定休日:月曜日(祝日の場合は翌日)、 年末年始・館内整理日
○山梨市 屋内温水プール	住 所:上石森665-2 電 話:23-5211 定休日:月曜日(祝日の場合は翌日)、 祝日の翌日、年末年始、プール点検日
○牧丘B&G 海洋センター	住 所:牧丘町窪平442-1 電 話:35-4411 定休日:月曜日(祝日の場合は翌日)、 祝日、年末年始



親子で お出かけしよう

【乳幼児と一緒に室内で遊べる公共施設】

○つどいの広場たち	詳しくは→39ページをご覧ください。
○牧丘支所 総合会館フリースペース ほのBouno!	住 所: 牧丘町窪平350 電 話: 090-7761-1428
○街の駅 チャイルドルーム	住 所: 上神内川1229-1 電 話: 20-7010 定休日: 水曜日(祝日の場合は翌日)・年末年始
○児童センター	定休日: 日曜・祝日・年末年始 開館時間: 12時~18時
●加納岩児童センター	住 所: 下神内川182 電 話: 23-2429
●日下部児童センター	住 所: 小原東717 電 話: 23-0383
●山梨児童センター	住 所: 正徳寺1273-1 電 話: 23-5661
○笛吹川フルーツ公園 わんぱくドーム	住 所: 江曾原1488 電 話: 23-4101

各公民館にも図書コーナーやおもちゃが置いてある所もありますので、お近くの公民館に問合せみましょう。



「こどもまんなか応援サポーター」宣言

山梨市は、こども家庭庁が掲げる「こどものために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」という「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、より一層、子ども育むまちに向けた取組を推進することを宣言します。



山梨市の「こどもまんなか応援サポーター」としての取組

1 お腹の中から安心して子育てできるまち

妊娠期からの訪問や充実した制度で、こどもの成長と保護者の気持ちに寄り添う体制が整っています。また、山梨市立産婦人科医院があり、妊活応援事業も拡充して、こどもを望む皆さんも応援しています。

2 こどもの「あそび」を大事にするまち

こどもの健やかな成長に大切な「あそび」を応援します。万力公園やフルーツ公園など、自然と景観に恵まれた公園には、ふれあい動物広場やわんぱくドームなどいつでも遊べる施設があり、子育て支援センター「つどいの広場たち」では、乳幼児期から安全に遊べます。

3 こどもの命と生活を守る環境づくりをするまち

こどもが安心して暮らせる環境を整えるための安心・安全なまちづくりを推進します。虐待やいじめの防止、子どもの居場所の確保等に努め、こどもの権利に関する啓発に取り組むことで、市民のこどもまんなかの意識を高めます。

山梨市子育てハンドブック

2025.3.31発行

発行元/山梨市こども・子育て課
〒405-8501 山梨県山梨市小原西843
TEL:0553-22-1111(代)

印刷・製本/サンニチ印刷

掲載情報は2025年3月現在のものとなりますので、ご注意ください。
最新情報はホームページなどでご確認ください。

本誌掲載の記事・写真の無断転用を禁じます。
©山梨市2025

